

戦傷病者戦没者遺族等援護法等 施行事務取扱要領

厚生労働省社会・援護局援護・業務課

令和7年4月

戦傷病者戦没者遺族等援護法等施行事務取扱要領

目次

第1章 総則（第1・第2）

第2章 電子計算機処理に関する事項（第3－第6）

第3章 援護法関係

第1節 審査又は受給者管理に関する事項（第7－第17）

第2節 支払いに関する事項（第18－第23）

第3節 国債発行請求に関する事項（第24）

第4節 審査請求に関する事項（第25－第26）

第4章 特別給付金支給法等関係（第27－第36）

第5章 雑則（第37－第41）

附則

第1章 総則

（事務の取扱い）

第1 次に掲げる法律の施行事務の取扱いについては、法、法施行令及び法施行規則の定めるところによるほか、この事務取扱要領の定めるところによること。

- （1） 戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和27年法律第127号。以下「援護法」という。）
- （2） 引揚者給付金等支給法（昭和32年法律第109号）
- （3） 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和38年法律第61号）
- （4） 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法（昭和40年法律第100号）
- （5） 戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和41年法律第109号）
- （6） 戦没者の父母等に対する特別給付金支給法（昭和42年法律第57号）

（文書の取扱い）

第2 戦傷病者、戦没者遺族等及びその他の関係者に対する通知、照会等の文書は、なるべく平易な文体を用い、必要があるときは、振り仮名をつけ、又は、注釈を加える等適切な方法を講じて記載事項を了解させるように努めること。

- 2 戦傷病者、戦没者遺族等及びその他の関係者から請求書、申請書又は届書等の提出を受けた場合において、その記載事項に軽微な誤りがあったときは、適宜これを補正させて受理するようにすること。
- 3 厚生労働省及び都道府県においては、個人情報を取扱うにあたっては、個人情報の漏洩等が生じないよう適切なセキュリティを確保し、その保護、管理に努めること。

第2章 電子計算機処理に関する事項

(電子計算機処理)

第3 第1に掲げる各法に基づく各種給付の受付、審査、裁定及び支払等の各業務については、電子計算機処理を行うことができること。

2 前項の規定により電子計算機処理を行う場合、厚生労働省と請求者の住所地管轄都道府県及び本籍地管轄都道府県との間の各処理に係る電子データの授受については、オンライン結合によって行うこと。

3 都道府県において、前項の規定により電子データの授受を行うことが困難な場合は、厚生労働省と協議の上、別に定める方法により行うこと。

4 厚生労働省と財務省会計センター、総務省政策統括官(恩給担当)、日本銀行、株式会社ゆうちょ銀行、株式会社日本政策金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫との間の電子データの授受については、別に定める協定書等に基づき行うこと。

(データファイルの備付)

第4 厚生労働省においては、次に掲げるデータファイルを備えること。

- (1) 援護年金受給者データファイル
- (2) 弔慰金等受給者データファイル

第5 都道府県においては、国債データファイルを備えること。

(データファイル記録事項)

第6 第4及び第5に規定するデータファイルに記録すべき事項は別に定めること。

第3章 援護法関係

第1節 審査又は受給者管理に関する事項

(請求書等の経由)

第7 請求者等（請求者及び申請者をいう。以下同じ。）の住所地を管轄する都道府県（以下「住所地管轄都道府県」という。）においては、市町村長（特別区及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市にあつては区長又は総合区長。以下同じ。）から援護年金（障害年金、障害一時金、遺族年金、遺族給与金及び遺族一時金をいう。以下同じ。）又は弔慰金に関する請求書等（未支給年金等支給請求書を除く請求書及び申請書をいう。以下同じ。）の送付を受けたときは、次の手続をとること。ただし、請求書に添付された申請書については、この限りでないこと。

- (1) 請求書等の受付を行うこと。
- (2) 請求書等に不備がないかどうかを確かめ、不備があるときは必要な整備を行うこと。
- (3) 戦傷病者等の負傷若しくは疾病又は戦没者等と請求者等の身分関係等につき裁定等に必要な調査を行うこと。
- (4) 準軍属に係る障害年金又は障害一時金に関する請求書等（額改定請求書及び申請書を除く。）にあつては、第8(4)に定める手続をとること。
- (5) 請求書等に送付状及び調査報告書（額改定請求書及び申請書を除く。）を添付して遺族年金、遺族給与金、弔慰金若しくは遺族一時金又は軍人軍属に係る障害年金若しくは障害一時金に関する請求書等にあつては次に掲げる都道府県（以下「本籍地管轄都道府県」という。）に、準軍属に係る障害年金又は障害一時金に関する請求書にあつては厚生労働省に送付すること。
ただし、本籍地管轄都道府県が請求者等の住所地管轄都道府県と同一である場合には、遺族年金、遺族給与金、弔慰金若しくは遺族一時金又は軍人軍属に係る障害年金若しくは障害一時金に関する請求書について、第8(3)から(5)までに定める手続をとること。

ア 軍人軍属に係る障害年金又は障害一時金に関する請求書にあつては、障害年金又は障害一時金を受ける権利を有する者の退職の当時における本籍地を管轄する都道府県（本籍地が樺太及び千島列島の場合にあつては北海道を、朝鮮及び台湾出身者の場合にあつては福岡県をいう。イにおいて同じ。）

イ 遺族年金、遺族給与金、弔慰金又は遺族一時金に関する請求書等にあつては、死亡した者が除籍された当時における本籍地を管轄する都道府県。ただし、被徴用者及び総動員業務協力者（満洲学徒、戦地、事変地

及び内地の軍属、船舶運営会の船員、船員徴用令、戦時海運管理令又は船員動員令によって徴用された者並びに外地において総動員業務に従事していた者を除く。)並びに国民義勇隊員に関する請求書等については、その者の死亡の原因となった負傷又は疾病の生じた当時その者が配置され、又は出動していた工場、事業場等の所在地を管轄する都道府県。

第8 本籍地管轄都道府県においては、第7(5)により請求書等の送付を受けたとき又は外国に住所を有する請求者等から遺族年金、遺族給与金、弔慰金若しくは遺族一時金又は軍人軍属に係る障害年金若しくは障害一時金の請求書等の送付を受けたときは、次の手続をとること。

- (1) 請求書等の受付を行うこと。
- (2) 請求書等に不備がないかどうかを確かめ、不備があるときは必要な整備を行うこと。
- (3) 戦傷病者等又は死亡した者の身分及び負傷若しくは疾病又は死亡の原因につき保管している資料と照合する等裁定等に必要な調査を行うこと。
- (4) 援護年金又は弔慰金に関する請求書等(額改定請求書及び申請書を除く。)にあつては、戦傷病者戦没者遺族等援護法等による裁定(進達)状況確認書を添付すること。
- (5) 請求書等に送付状及び調査報告書を添付して、厚生労働省に送付すること。
(年金等の審査及び裁定)

第9 厚生労働省においては、第7(5)若しくは第8(5)により請求書等の送付を受けたとき又は外国に住所を有する請求者から準軍属に係る障害年金若しくは障害一時金の請求書の送付を受けたときは、次の手続をとること。

- (1) 請求書等の受付を行うこと。
- (2) 請求書等に不備がないかどうかを確かめ、不備があるときは必要な整備を行うこと。
- (3) 請求書等の内容を審査し、不備があるときは、経由機関に照会する等整備のための適切な方法をとること。
- (4) 支払方法について必要な確認を行うこと。
- (5) 医学審査等裁定等に必要な調査を行うこと。
- (6) 援護法第4条第1項若しくは第2項ただし書、第7条第2項、第5項、第7項、第9項若しくは第12項、第8条の3第1項、第10条第3項、第13条第1項若しくは第2項、第14条第2項、第24条第3項(第3

5 条第 2 項において準用する場合を含む。)、第 29 条第 2 項、第 31 条第 2 項、戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律 (昭和 30 年法律第 144 号) 附則第 11 項、戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律 (昭和 41 年法律第 108 号) 附則第 5 条、附則第 6 条第 1 項若しくは第 2 項、附則第 7 条若しくは第 8 条第 1 項若しくは第 2 項、戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律 (昭和 45 年法律第 27 号) 附則第 5 条第 1 項ただし書、戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律 (昭和 46 年法律第 51 号) 附則第 7 条第 1 項ただし書又は旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律 (昭和 31 年法律第 177 号) 第 2 条第 2 項の規定により援護審査会の議決を要するものについては、援護審査会の議に付すこと。

- (7) 請求者等 (請求者等が相続人の場合は被相続人をいう。) が年金 (障害年金、遺族年金及び遺族給与金をいう。以下同じ。) を受ける権利を有するものと裁定したときは、次の手続をとること。

ア 可決裁定入力を行うこと。

イ 障害年金証書、遺族年金証書又は遺族給与金証書、障害年金裁定通知書、遺族年金裁定通知書又は遺族給与金裁定通知書を請求者等に送付すること。ただし、請求者等が相続人の場合にあつては、障害年金証書、遺族年金証書及び遺族給与金証書 (以下「証書」という。) は送付しない。

ウ 援護法第 12 条、同法附則第 6 項ただし書後段若しくは第 8 項後段の規定により援護年金の額から既に受けた傷病賜金、障害一時金、増加恩給、障害年金若しくは遺族年金の額に相当する額の全部若しくは一部を控除したとき、同法第 29 条の 2 の規定により留守家族手当等又は特別手当が支給されていた期間に係る遺族年金若しくは遺族給与金を支給しないこととしたとき又は援護法第 15 条の 2、第 32 条の 2、第 32 条の 3 又は戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律 (昭和 30 年法律第 144 号) 附則第 14 項の規定により援護年金を他の法令による給付と調整したときは、その旨裁定通知書の留意事項欄に明記し、請求者等に送付すること。

- (8) 請求者等 (請求者等が相続人の場合は被相続人をいう。) が障害一時金又は遺族一時金を受ける権利を有するものと裁定したときは、次の手続をとること。

ア 可決裁定入力を行うこと。

イ 障害一時金裁定通知書又は遺族一時金裁定通知書を請求者等に送付すること。

- (9) 請求者等（請求者等が相続人の場合は被相続人をいう。）が弔慰金を受ける権利を有するものと裁定したときは、次の手続をとること。

ア 可決裁定入力を行うこと。

イ 弔慰金裁定通知書及び氏名等届出書（又は印鑑票）に送付状及び送付連名簿を添付して請求者等（受領代理人がある場合は受領代理人をいう。）の住所地を管轄する都道府県に送付すること。

- (10) 年金の額を改定するものとしたときは、次の手続をとること。

ア 額改定入力を行うこと。

イ 額改定通知書（障害年金額改定通知書、遺族年金額改定通知書及び遺族給与金額改定通知書をいう。以下同じ。）を請求者等に送付すること。

ウ 障害程度の増進による場合にあっては、イの額改定通知書とともに証書を請求者（受給権が株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫（以下「公庫」という。）に担保に供されている場合に係る証書にあっては、公庫とする。）に送付すること。

- (11) 請求等を却下するものとしたときは、次の手続をとること。

ア 却下裁定入力を行うこと。

イ 却下通知書（弔慰金を除く。）を請求者等に送付すること。

ウ 弔慰金の却下通知書を請求者等の住所地管轄都道府県に送付すること。
なお、この場合、弔慰金の却下通知書に都道府県知事宛ての送付状及び送付連名簿を添付すること。

第9の2 請求者等の住所地管轄都道府県においては、第9(9)イにより弔慰金裁定通知書及び氏名等届出書（又は印鑑票）の送付を受けたときは、次の手続をとること。

- (1) 弔慰金裁定通知書を市町村長を経由して請求者等に送付すること。なお、この場合、裁定通知書に市町村長宛ての送付状及び送付連名簿を添付すること。

- (2) 氏名等届出書（又は印鑑票）に送付状及び送付連名簿を添付して請求者等の住所地を管轄する財務局長（当該住所地が、外国であるときは関東財務局長とし、福岡財務支局の管轄区域（財務事務所の管轄区域を除く。）内

であるときは福岡財務支局長とし、財務事務所の管轄区域内であるときは当該財務事務所長とし、小樽出張所又は北見出張所の管轄区域内であるときは当該出張所長とし、沖縄総合事務局の管轄区域内であるときは沖縄総合事務局長とする。以下同じ。)に送付すること。

- (3) 市町村長等が国債の代理受領を行う場合にあっては、(1)及び(2)によらず裁定通知書に送付状及び送付連名簿を添付して市町村長等に、氏名等届出書（又は印鑑票）に送付状及び送付連名簿を添付して市町村長等の住所地を管轄する財務局長に送付し、市町村長等に対し、国債の代理受領後、国債とともに裁定通知書を請求者等に交付するよう依頼すること。

- 2 請求者等の住所地管轄都道府県においては、第9(11)ウにより弔慰金の却下通知書の送付を受けたときは、却下通知書を市町村長を経由して請求者等に送付すること。なお、この場合、却下通知書に市町村長宛ての送付状及び送付連名簿を添付すること。

(額の改定)

第10 厚生労働省においては、受給者から（受給者であった者を含む。以下同じ。）「障害程度低下、扶養親族減少届」、又は「他の法令による給付の失権、額の改定に関する届」の送付を受けたときは、次の手続をとること。

- (1) 届書の受付を行うこと。
- (2) 届書に不備がないかどうかを確かめ、不備があるときは必要な整備を行うこと。
- (3) 年金の額を改定するものとしたとき（障害程度の低下により障害年金の額を改定するものとしたときを除く。）は、額改定入力を行い、額改定通知書を受給者に送付すること。
- (4) 受給者の障害程度の低下により障害年金の額を改定すべきものと認めたときは、次の手続をとること。

ア 援護審査会の議に付すこと。

イ 額を改定するものとしたときは、次の手続をとること。

(ア) 額改定入力を行うこと。

(イ) 額改定通知書及び証書を受給者（受給権が公庫に担保に供されている場合に係る証書にあっては、公庫とする。）に送付すること。

- (5) 年金の額を改定しないときは、その旨を受給者に通知すること。

- 2 厚生労働省においては、受給者からの届書の送付を受けることなくして

年金の額の改定（法令の改正による場合を除く。）を行うときは、前項(3)及び(4)に定める手続をとること。

（未支給年金等の支給）

第10の2 厚生労働省においては、相続人から未支給年金等支給請求書の送付を受けたときは、次の手続をとること。

- (1) 請求書の受付を行うこと。
- (2) 請求書に不備がないかどうかを確かめ、不備があるときは必要な整備を行うこと。
- (3) 支払方法について必要な確認を行うこと。
- (4) 請求者に未支給年金等を支給するものとしたときは、未支給年金等支給入力を行い、未支給年金等支給通知書を請求者に送付すること。
- (5) 請求を却下するものとしたときは、その旨を請求者に通知すること。

（支給停止）

第11 厚生労働省においては、受給者が支給停止事由に該当する場合は、支給停止開始入力を行い、支給停止通知書を受給者に送付すること。

2 厚生労働省においては、受給者が支給停止終了事由に該当する場合は、支給停止終了入力を行い、支給停止終了通知書を受給者に送付すること。

（失権）

第12 厚生労働省においては、受給者又は戸籍法(昭和22年法律第224号)の規定による死亡の届出義務者から失権届の送付を受けたときは、次の手続をとること。

- (1) 届書の受付を行うこと。
- (2) 届書に不備がないかどうかを確かめ、不備があるときは必要な整備を行うこと。
- (3) 受給者が援護法第31条第2項の規定に該当する場合にあっては、援護審査会の議に付すこと。
- (4) 住民基本台帳ネットワークシステム（以下「住基ネット」という。）により受給者の死亡失権情報を受けたもの以外で、受給者が死亡により年金を受ける権利を失ったものと認めたときは、失権入力を行うこと。
- (5) 援護法第31条第1項に該当する場合を除き、受給者が年金を受ける権利を失ったものと認めたとき又は受給者の年金を受ける権利を失わせるものとしたときは、失権入力を行い、失権通知書を受給者に送付すること。

- (6) 受給者が年金を受ける権利を失わないものと認めたとき又は受給者の年金を受ける権利を失わせないものとしたときは、その旨を受給者に通知し、証書を返還すること。
- 2 厚生労働省においては、受給者の障害程度の低下により援護法第14条第1項第3号の認定をすべきものと認めたときは、次の手続をとること。
- (1) 援護審査会の議に付すこと。
- (2) 援護法第14条第1項第3号の認定をしたときは、失権入力を行い、失権通知書を受給者であった者に送付すること。
- 3 厚生労働省においては、前2項の場合を除き、受給者が年金を受ける権利を失ったものと認めたときは、失権入力を行い、失権通知書を受給者に送付すること。
- 4 厚生労働省においては、第1項の場合を除き、受給者が援護法第31条第2項の規定に該当する場合にあっては、次の手続をとること。
- (1) 援護審査会の議に付すこと。
- (2) 受給者の年金を受ける権利を失わせるものとしたときは、失権入力を行い、失権通知書を受給者に送付すること。

(受給権調査)

- 第13 厚生労働省においては、必要があると認めるときは受給者に対し受給権調査を行うこと。
- 2 厚生労働省においては、外国に住所を有する受給者から氏名、年金証書番号等を記載した書類及び在留証明書又は住所地の公的機関が受給者の現住所を証明した書類（以下「届出書類」という。）の送付を受けたときは、次の手続をとること。
- (1) 届出書類の受付を行うこと。
- (2) 届出書類に不備がないかどうかを確かめ、不備があるときは必要な整備を行うこと。
- (3) 失権又は額改定の事由に該当している旨の届を行なった者について受給権の有無及びその内容について確認を行い、失権の場合にあっては、第12第1項(3)、(4)及び(5)に定める手続を、額改定の場合にあっては、第10第1項(3)及び(4)に定める手続をとること。
- (4) 受給者から厚生労働大臣の定める期月までに届出書類の送付がない場合であって、支給を差し止めるものとしたときは、支給差止通知書を受給者

に送付すること。

- (5) 支給の差止めを解除するものとしたときは、支給差止解除入力を行うこと。

(管理情報の変更)

第14 厚生労働省においては、受給者から氏名、住所、支払方法等に関する変更の届出及び受領代理人に関する届の送付を受けたときは、次の手順をとること。

- (1) 届書の受付を行うこと。
- (2) 届書に不備がないかどうかを確かめ、不備があるときは必要な整備を行うこと。
- (3) 個人情報管理入力を行い、氏名及び生年月日の変更の場合にあっては、証書を受給者（受給権が公庫に担保に供されている場合にあっては、公庫とする。）に送付すること。

2 厚生労働省においては、住基ネットにより受給者の住所変更の情報を受けたときは、住所変更処理を行うこと。

(法令の改正による額の改定)

第15 厚生労働省においては、法令の改正により年金の額が改定された場合は、次の手順をとること。ただし、額の改定がない場合は前年と同額の年額を記載した支給通知書を受給者に送付すること。

- (1) 改正後の年金の額を入力すること。
- (2) 年額改定通知書を受給者に送付すること。

(処分の取消し)

第16 厚生労働省においては、援護年金又は弔慰金の可決裁定、額改定、未支給年金等支給、却下、支給停止、支給停止終了又は失権を取り消すものとしたときは、次の手順をとること。

- (1) 裁定取消通知書、額改定取消通知書、未支給年金等支給取消通知書、却下取消通知書、支給停止取消通知書、支給停止終了取消通知書又は失権取消通知書を請求者等又は受給者に送付すること。
- (2) 障害の程度の増進若しくは低下による額改定の取消しの場合又は失権の取消しの場合にあっては証書を請求者（受給権が公庫に担保に供されている場合にあっては、公庫とする。）に送付すること。

(公庫への通知)

第 17 厚生労働省においては、受給権が公庫に担保に供されている年金について、額の改定又はその取消しが行われたときは、額改定通知書又は取消通知書の写し等に送付状を添付して公庫に送付すること。

2 厚生労働省においては、受給権が公庫に担保に供されている年金について、可決裁定の取消し、支給停止、支給停止終了若しくは失権若しくはこれらの取消し若しくは支給差止めが行われたとき又は受給者の氏名若しくは住所の変更若しくは受領の法定代理人の設定、変更若しくは廃止が行われたときは、公庫に担保権設定者氏名住所等変更一覧表に送付状を添付して送付すること。

第 2 節 支払いに関する事項

(支払い)

第 18 厚生労働省においては、援護年金の支払いは、支出官事務規程（昭和 22 年大蔵省令第 94 号）及び関係機関との間で定める協定等に基づき行うこと。

(支払方法等の変更)

第 19 厚生労働省においては、受給者から援護年金振込先口座申出書等により、支払方法や支払金融機関の変更の申出を受けたときは、次の手順をとること。

- (1) 申出書等の受付を行うこと。
- (2) 支払方法等の変更入力を行うこと。

(担保権の設定及び消滅)

第 20 厚生労働省においては、公庫から担保権設定の届が送付されたときは、担保権設定入力を行うこと。

2 厚生労働省においては、公庫から担保権消滅の届が送付されたときは、担保権消滅入力を行うこと。

(時効の完成)

第 21 厚生労働省においては、5 年を経過してもなお支払いが終わっていない年金があるときは、時効完成入力を行うこと。

(充当)

第 22 厚生労働省においては、充当を行う必要がある時は、別に定める手順をとること。

(債権の管理等)

第 2 3 厚生労働省においては、援護年金の過誤払金の発生を確認したときは、別に定める手続をとること。

第 3 節 国債発行請求に関する事項

(国債発行請求)

第 2 4 厚生労働省においては、弔慰金の可決裁定又はその取消しを行ったときは、国債発行請求書又は国債発行取消請求書に国債発行請求内訳書及び国債発行請求集計一覧表を添付して財務大臣に送付すること。

第 4 節 審査請求に関する事項

(審査請求)

第 2 5 厚生労働省においては、審査請求人から援護年金又は弔慰金に関する審査請求書の送付を受けた時は、援護法及び行政不服審査法(平成 2 6 年法律第 6 8 号)に基づき適切に対応を行うこと。

2 都道府県及び市区町村においては、「行政不服審査法及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の施行に伴う留意点について」(平成 2 8 年 3 月 3 1 日付社援発第 0 3 3 1 第 1 号厚生労働省社会・援護局援護・業務課長通知)に基づき対応を行うこと。

第 2 6 厚生労働省においては、審査請求を認容したときは、次の手続きをとること。

- (1) 援護年金又は弔慰金に係る処分(取消処分を除く。以下同じ。)の取り消しをしたときは、第 1 6 の手続きをとること。
- (2) 援護年金に係る却下裁定を可決裁定に変更したときは、第 9 (4) 及び(7)又は(8)の手続をとること。
- (3) 援護年金に係る可決裁定を異なる可決裁定に変更したときは、第 9 (7)イ及びウ又は(8)イの手続をとること。
- (4) 弔慰金の却下裁定を可決裁定に変更したときは、第 9 (9)の手続をとること。
- (5) 弔慰金の可決裁定を異なる可決裁定に変更したときは、第 9 (9)の手続をとること。
- (6) 援護年金に係る額改定請求の却下を額改定に変更したとき又は額改定を異なる額改定に変更したときは、第 9 (10)の手続をとること。

- (7) 遺族年金、遺族給与金順位変更申請の却下を額改定に変更したときは第9(10)の手続をとること。
- (8) 未支給年金等請求の却下を支給に変更したときは、第10の2(3)及び(4)の手続をとること。

第4章 特別給付金支給法等関係

(請求書等の経由)

- 第27 請求者等の住所地管轄都道府県（受領代理人がある場合は受領代理人）においては、市町村長から引揚者給付金、遺族給付金、戦没者等の妻に対する特別給付金、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金、戦傷病者等の妻に対する特別給付金又は戦没者の父母等に対する特別給付金（以下それぞれ「戦没者妻特別給付金」、「特別弔慰金」、「戦傷病者妻特別給付金」又は「戦没者父母特別給付金」という。）に関する請求書等（請求書及び遺族給付金、特別弔慰金又は戦没者父母特別給付金に関する支給順位変更申請書（以下「支給順位変更申請書」という。）をいう。以下同じ。）の送付を受けたときは、次の手続をとること。
- (1) 請求書等の受付を行うとともに、受付入力を行うこと。
- (2) 次表の第1欄に掲げる給付に関する請求書等であって、第2欄に掲げる身分の者に係るものにあつては、進達入力を行い、送付状及び送付連名簿を添付して第3欄に掲げる都道府県（以下「裁定都道府県」という。）又は厚生労働省に送付すること。ただし、裁定都道府県が請求者等の住所地管轄都道府県と同一である場合には、第28(3)から(8)までの手続をとること。

第1欄	第2欄	第3欄
戦没者妻特別給付金 特別弔慰金 戦没者父母特別	被徴用者及び総動員業務協力者（満洲学徒、戦地、事変地及び内地軍属、船舶運営会の船員、船員徴用令、戦時海運管理令又は船員動	その者の死亡の原因となった負傷又は疾病の生じた当時その者が配置され、又は出動していた工場、事業場等の所在地の都道府県（当該所在地が、齒舞群島、色丹島、択捉島及び国後島並び

給付金	員令によって徴用された者並びに外地において総動員業務に従事していた者を除く。) 及び国民義勇隊員	に樺太及び千島列島にある場合は北海道、朝鮮及び台湾にある場合は厚生労働省とする。)
	その他	死亡した者が除籍された当時における本籍地の都道府県（当該本籍地（除籍されていない場合は、死亡当時の本籍地とする。）が歯舞群島、色丹島、択捉島及び国後島並びに樺太及び千島列島にある場合は北海道、朝鮮及び台湾にある場合は厚生労働省とする。）
戦傷病者妻特別給付金	準軍属（基準日における旧令共済障害年金受給者を除く。）	初めて障害年金又は障害一時金を請求した当時における居住地の都道府県
	その他	戦傷病者等が退職した当時における本籍地の都道府県（当該本籍地が歯舞群島、色丹島、択捉島及び国後島並びに樺太及び千島列島にある場合は北海道、朝鮮及び台湾にある場合は厚生労働省とする。）

- (3) 次表の第1欄に掲げる給付に関する請求書等であって、第2欄に掲げる本籍地が第3欄に掲げる地域にあった者に係るものは、進達入力を行い、送付状及び送付連名簿を添付して、第4欄に掲げる都道府県（以下「裁定

都道府県」という。)に送付すること。ただし、裁定都道府県が請求者等の住所地管轄都道府県と同一である場合には、第28(3)から(8)までの手続をとること。

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄
引揚者給付金	引揚者の昭和20年8月15日における本籍地	本邦（歯舞群島、色丹島、択捉島及び国後島を除く。）	当該本籍地の都道府県
		歯舞群島、色丹島、択捉島及び国後島並びに樺太及び千島列島	北海道
遺族給付金	死亡した者が除籍された当時における本籍地	本邦（歯舞群島、色丹島、択捉島及び国後島を除く。）	当該本籍地の都道府県
	死亡した者が除籍された当時における本籍地 除籍されていない場合の死亡時における本籍地	歯舞群島、色丹島、択捉島及び国後島並びに樺太及び千島列島	北海道

- (4) 引揚者給付金に関する請求書であって、昭和20年8月15日における本籍地が朝鮮又は台湾にあった引揚者に係るもの又は遺族給付金に関する請求書等であって除籍された当時における本籍地が朝鮮又は台湾にあった死亡者に係るものにあつては、第28(3)から(8)までの手続をとること。

(特別給付金等の審査及び裁定)

第28 裁定都道府県においては、第27(2)又は(3)により請求書等の送付を受けたときは、次の手続をとること。

- (1) 請求書等の受付を行うとともに、受付入力を行うこと。
- (2) 請求書等に不備がないかどうかを確かめ、不備があるときは必要な整備を行うこと。
- (3) 請求書等の内容を審査し、不備があるときは、経由機関に照会する等整備のための適切な方法をとること。
- (4) 裁定（認定を含む。以下同じ。）等に必要な調査を行うこと。
- (5) 請求書に支給順位変更申請書が添付されているときは、請求書等を厚生労働省に送付すること。

- (6) 請求者等（請求者等が相続人の場合は被相続人をいう。）が特別給付金等（引揚者給付金、遺族給付金、戦没者妻特別給付金、特別弔慰金、戦傷病者妻特別給付金及び戦没者父母特別給付金をいう。以下同じ。）を受け

ア 可決裁定入力を行うこと。

イ 裁定通知書（引揚者給付金及び遺族給付金にあつては認定通知書とする。以下同じ。）及び氏名等届出書（又は印鑑票）に送付状及び送付連名簿を添付して請求者等の住所地管轄都道府県に送付すること。ただし、裁定都道府県が請求者等の住所地管轄都道府県と同一である場合には、第29第1項の手続をとること。

ウ 厚生労働省に裁定報告書を送付し、裁定の報告をすること。

- (7) 請求者等（請求者等が相続人の場合は被相続人をいう。）が特別給付金等を受け

ア 却下裁定入力を行うこと。

イ 却下通知書に送付状及び送付連名簿を添付して請求者等の住所地管轄都道府県に送付すること。ただし、裁定都道府県が請求者等の住所地管轄都道府県と同一である場合には、第29第2項の手続をとること。

- (8) 第30第2項(3)又は(4)により厚生労働省から請求書及び支給順位変更認定通知書等が送付されたときは、(6)又は(7)の手続をとることとし、支給順位変更認定通知書等は裁定通知書等に添付すること。

第29 請求者等の住所地管轄都道府県においては、第28(6)イ又は第30(5)イにより裁定通知書及び氏名等届出書（又は印鑑票）（※）の送付を受けたときは、次の手続をとること。

（※）令和5年度以降に新規発行する国債に係る請求については、住所地管

轄都道府県において、請求書の内容に基づき氏名等届出書を作成すること。

- (1) 裁定通知書を市町村長を経由して請求者等に送付すること。なお、この場合、裁定通知書に市町村長宛ての送付状及び送付連名簿を添付すること。
- (2) 氏名等届出書（又は印鑑票）に送付状及び送付連名簿を添付して請求者等の住所地を管轄する財務局長（当該住所地が、外国であるときは関東財務局長とし、戦没者父母特別給付金にあっては、福岡財務支局の管轄区域内にあるときは福岡財務支局長とし、引揚者給付金、遺族給付金、戦没者妻特別給付金、特別弔慰金及び戦傷病者妻特別給付金にあっては、福岡財務支局の管轄区域（財務事務所の管轄区域を除く。）内であるときは福岡財務支局長とし、財務事務所の管轄区域内であるときは当該財務事務所长とし、小樽出張所又は北見出張所の管轄区域内であるときは当該出張所长とし、沖縄総合事務局の管轄区域内であるときは沖縄総合事務局長とする。以下同じ。）に送付すること。

- (3) 市町村長等が国債の代理受領を行う場合にあっては、(1)及び(2)によらず裁定通知書に送付状及び送付連名簿を添付して市町村長等に、氏名等届出書（又は印鑑票）に送付状及び送付連名簿を添付して市町村長等の住所地を管轄する財務局長に送付し、市町村長等に対し、国債の代理受領後、国債とともに裁定通知書を請求者等に交付するよう依頼すること。

2 請求者等の住所地管轄都道府県においては、第28(7)イ又は第30(6)イにより却下通知書の送付を受けたときは、却下通知書を市町村長を経由して請求者等に送付すること。なお、この場合、却下通知書に市町村長宛ての送付状及び送付連名簿を添付すること。

3 請求者等の住所地管轄都道府県においては、第31(2)及び第32(2)により裁定取消通知書又は却下取消通知書の送付を受けたときは、裁定取消通知書又は却下取消通知書を市町村長を経由して請求者等に送付すること。なお、この場合、裁定取消通知書又は却下取消通知書に市町村長宛ての送付状及び送付連名簿を添付すること。

第30 厚生労働省においては、第27(2)により請求書等の送付を受けたときは、次の手続をとること。

- (1) 請求書等の受付を行うとともに、受付入力を行うこと。
- (2) 請求書等に不備がないかどうかを確かめ、不備があるときは必要な整備を行うこと。

- (3) 請求書等の内容を審査し、不備があるときは、経由機関に照会する等整備のための適切な方法をとること。
- (4) 裁定等に必要な調査を行うこと。
- (5) 請求者等（請求者等が相続人の場合は被相続人をいう。）が特別給付金等を受ける権利を有するものと裁定したときは、次の手順をとること。
 - ア 可決裁定入力を行うこと。
 - イ 裁定通知書及び氏名等届出書（又は印鑑票）に送付状及び送付連名簿を添付して請求者等の住所地管轄都道府県に送付すること。
- (6) 請求者等（請求者等が相続人の場合は被相続人をいう。）が特別給付金等を受ける権利を有しないものと裁定したときは、次の手順をとること。
 - ア 却下裁定入力を行うこと。
 - イ 却下通知書に送付状及び送付連名簿を添付して請求者等の住所地管轄都道府県に送付すること。

2 厚生労働省においては、第28(5)により請求書等の送付を受けたときは、次の手順をとること。

- (1) 請求書等の受付を行うこと。
- (2) 請求書等の内容を審査し、経由機関に照会する等支給順位の変更に必要な調査を行うこと。
- (3) 支給順位の変更を認めるときは認定通知書を作成し、裁定都道府県に送付すること。
- (4) 支給順位の変更を認めないときは、却下通知書を作成し、裁定都道府県に送付すること。

（特別給付金等の裁定取消し）

第31 裁定都道府県においては、特別給付金等の裁定を取り消すものとしたときは、次の手順をとること。

- (1) 取消入力を行うこと。
- (2) 裁定取消通知書又は却下取消通知書に送付状及び送付連名簿を添付して請求者等の住所地管轄都道府県に送付すること。ただし、裁定都道府県が請求者等の住所地管轄都道府県と同一の場合には、第29第3項の手続をとること。
- (3) 特別給付金等の可決裁定を取り消すものとした場合には、厚生労働省に裁定取消報告書を送付し、裁定取消の報告をすること。

第 3 2 厚生労働省においては、特別給付金等の裁定を取り消すものとしたときは、次の手続をとること。

- (1) 取消入力を行うこと。
- (2) 裁定取消通知書又は却下取消通知書に送付状及び送付連名簿を添付して請求者等の住所地管轄都道府県に送付すること。

(国債発行請求)

第 3 3 厚生労働省においては、特別給付金等の可決裁定、可決裁定の処分変更若しくは可決裁定の取消しを行ったとき又は第 2 8 (6)ウ又は第 3 1 (3)により裁定報告書若しくは裁定取消報告書の送付を受けたときは、国債発行請求書又は国債発行取消請求書に国債発行請求内訳書及び国債発行請求集計一覧表を添付して財務大臣に送付すること。

(審査請求)

第 3 4 第 2 5 各項の規定は、特別給付金等に関する審査請求について準用する。この場合、第 2 5 第 1 項中「援護法」の字句は、「引揚者給付金等支給法、戦没者等の妻に対する特別給付金支給法、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法、戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法、戦没者の父母等に対する特別給付金支給法」に読み替える。

第 3 5 裁定都道府県においては、第 3 4 により審査請求が認容され、厚生労働省より認容の裁決書の謄本の送付を受けたときは、裁決の趣旨に従い、次の手続をとること。

- (1) 裁決により却下裁定が取り消され新たに可決裁定を行うものとしたときは、第 3 1 (1)及び(2)の手続をとるとともに、第 2 8 (6)の手続をとること。
- (2) 裁決により可決裁定が取り消され新たに異なる可決裁定を行うものとしたときは、第 3 1 (1)及び(2)の手続きの手続をとるとともに、第 2 8 (6)の手続をとること。

第 3 6 審査請求人の住所地管轄都道府県においては、第 3 5 により裁定取消通知書又は却下取消通知書及び裁定通知書の送付を受けたときは、第 2 9 第 1 項及び第 3 項の手続をとること。

第 5 章 雑則

(証書等の記号及び番号)

第37 証書、裁定通知書（障害年金裁定通知書、障害一時金裁定通知書、遺族年金裁定通知書、遺族給与金裁定通知書、遺族一時金裁定通知書、弔慰金裁定通知書及び特別給付金等の裁定通知書をいう。以下この章において同じ。）、額改定通知書（障害年金額改定通知書、遺族年金額改定通知書、遺族給与金年額改定通知書をいう。以下この章において同じ。）、年額改定通知書、支給通知書、未支給年金等支給通知書、却下通知書、支給停止通知書、支給停止終了通知書、失権通知書、支給差止通知書及び取消通知書には、記号及び番号を付すること。

2 証書の記号は次により区別し、番号は、記号ごとに一連番号とすること。

区 分	記 号
障害年金	給ア
遺族年金	給イ
遺族給与金	給ウ

3 通知書の記号は、次によりこれを区別するものとし、その記載は、裁定機関の別、給付の種別、通知書の種別の順とし、番号は、記号ごとに一連番号とすること。

(1) 裁定機関の別

区 分	記 号	区 分	記 号	区 分	記 号
厚生労働大臣	厚	石川県知事	石	広島県知事	広
北海道知事	北	福井県知事	井	山口県知事	山
青森県知事	青	山梨県知事	梨	徳島県知事	徳
岩手県知事	岩	長野県知事	長	香川県知事	香
宮城県知事	城	岐阜県知事	岐	愛媛県知事	媛
秋田県知事	秋	静岡県知事	静	高知県知事	高
山形県知事	形	愛知県知事	愛	福岡県知事	福
福島県知事	島	三重県知事	三	佐賀県知事	佐
茨城県知事	茨	滋賀県知事	滋	長崎県知事	崎

栃木県知事	栃	京都府知事	京	熊本県知事	熊
群馬県知事	群	大阪府知事	阪	大分県知事	分
埼玉県知事	玉	兵庫県知事	兵	宮崎県知事	宮
千葉県知事	千	奈良県知事	奈	鹿児島県知事	鹿
東京都知事	東	和歌山県知事	和	沖縄県知事	沖
神奈川県知事	神	鳥取県知事	鳥		
新潟県知事	新	島根県知事	根		
富山県知事	富	岡山県知事	岡		

(2) 給付の種別

区 分	記号
障害年金	障年
遺族年金	遺年
遺族給与金	遺給
障害一時金	障一
遺族一時金	遺一
弔慰金	弔慰
引揚者給付金	引給
戦没者等の妻に対する特別給付金（特別給付金国庫債券）	特 A
戦没者等の妻に対する特別給付金（第四回特別給付金国庫債券）	特 B
戦没者等の妻に対する特別給付金（第十回特別給付金国庫債券）	特 C
戦没者等の妻に対する特別給付金（第十七回特別給付金国庫債券）	特 D
戦没者等の妻に対する特別給付金（第二十二回特別給付金国庫債券）	特 E
戦没者等の妻に対する特別給付金（第二十七回特別給付金国庫債券）	特 F
戦没者等の妻に対する特別給付金（第三十回特別給付金国庫債券）	特 G
戦没者等の遺族に対する特別弔慰金（特別弔慰金国庫債券）	弔 A
戦没者等の遺族に対する特別弔慰金（第二回特別弔慰金国庫債券）	弔 B
戦没者等の遺族に対する特別弔慰金（第三回特別弔慰金国庫債券）	弔 C
戦没者等の遺族に対する特別弔慰金（第四回特別弔慰金国庫債券）	弔 D
戦没者等の遺族に対する特別弔慰金（第五回特別弔慰金国庫債券）	弔 E

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金（第六回特別弔慰金国庫債券）	弔 F
戦没者等の遺族に対する特別弔慰金（第七回特別弔慰金国庫債券）	弔 G
戦没者等の遺族に対する特別弔慰金（第八回特別弔慰金国庫債券）	弔 H
戦没者等の遺族に対する特別弔慰金（第九回特別弔慰金国庫債券）	弔 I
戦没者等の遺族に対する特別弔慰金（第十回特別弔慰金国庫債券）	弔 J
戦没者等の遺族に対する特別弔慰金（第十一回特別弔慰金国庫債券）	弔 K
戦没者等の遺族に対する特別弔慰金（第十二回特別弔慰金国庫債券）	弔 L
戦傷病者等の妻に対する特別給付金（第二回特別給付金国庫債券）	傷 A
戦傷病者等の妻に対する特別給付金（第六回特別給付金国庫債券）	傷 B
戦傷病者等の妻に対する特別給付金（第八回特別給付金国庫債券）	傷 C
戦傷病者等の妻に対する特別給付金（第十一回特別給付金国庫債券）	傷 D
戦傷病者等の妻に対する特別給付金（第十二回特別給付金国庫債券）	傷 E
戦傷病者等の妻に対する特別給付金（第十三回特別給付金国庫債券）	傷 F
戦傷病者等の妻に対する特別給付金（第十五回特別給付金国庫債券）	傷 G
戦傷病者等の妻に対する特別給付金（第十八回特別給付金国庫債券）	傷 H
戦傷病者等の妻に対する特別給付金（第二十回特別給付金国庫債券）	傷 I
戦傷病者等の妻に対する特別給付金（第二十三回特別給付金国庫債券）	傷 J
戦傷病者等の妻に対する特別給付金（第二十五回特別給付金国庫債券）	傷 K
戦傷病者等の妻に対する特別給付金（第二十八回特別給付金国庫債券）	傷 L
戦傷病者等の妻に対する特別給付金（第二十九回特別給付金国庫債券）	傷 M
戦没者の父母等に対する特別給付金（第三回特別給付金国庫債券）	親 A
戦没者の父母等に対する特別給付金（第五回特別給付金国庫債券）	親 B
戦没者の父母等に対する特別給付金（第七回特別給付金国庫債券）	親 C
戦没者の父母等に対する特別給付金（第九回特別給付金国庫債券）	親 D
戦没者の父母等に対する特別給付金（第十四回特別給付金国庫債券）	親 E
戦没者の父母等に対する特別給付金（第十六回特別給付金国庫債券）	親 F
戦没者の父母等に対する特別給付金（第十九回特別給付金国庫債券）	親 G
戦没者の父母等に対する特別給付金（第二十一回特別給付金国庫債券）	親 H
戦没者の父母等に対する特別給付金（第二十四回特別給付金国庫債券）	親 I
戦没者の父母等に対する特別給付金（第二十六回特別給付金国庫債券）	親 J

(3) 通知書の種別

区 分	記 号
裁定通知書	裁 定
裁定取消通知書	取 消
額改定通知書	改 定
額改定取消通知書	取 消
年額改定通知書	職 改
年額改定取消通知書	取 消
支給通知書	支 給
未支給年金等支給通知書	未 支
未支給年金等支給取消通知書	取 消
却下通知書	却 下
却下取消通知書	取 消
支給停止通知書	停 止
支給停止取消通知書	取 消
支給停止終了通知書	停 終
支給停止終了取消通知書	取 消
失権通知書	失 権
失権取消通知書	取 消
支給差止通知書	差 止

(証書等の再交付)

第 3 8 厚生労働省及び裁定都道府県においては、受給者から証書、裁定通知書、額改定通知書、支給通知書又は未支給年金等支給通知書に係る再交付申請書の送付を受けたときは、次の手続をとること。

- (1) 申請書の受付を行うこと。
- (2) 申請書に不備がないかどうかを確かめ、不備があるときは必要な整備を行うこと。
- (3) 証書、裁定通知書、額改定通知書、支給通知書又は未支給年金等支給通知書を申請者に対し再交付すること。

(様式)

第 3 9 法施行規則に定める様式の記載要領のほか、扶養親族減少届、障害程度低下届、他の法令による給付の失権・額の改定に関する届、失権届・証書返還不能届・未支給年金等請求書、支給停止事由・停止終了事由該当届、現に他に同一の事由による公務扶助料を受ける権利を有する者がいないことに関する申立書、所在不明者所在判明届、遺族一時金請求書、遺族年金等の給付に関する届、請求者受給者選定届、遺族一時金順位変更申請書、氏名等変更届・証書等再交付申請書、支払方法に関する届（振込先口座申出書、現金払申出書、外国送金申出書）、住所変更届・受領代理人に関する届は、次の様式によるものとする。

(1) 法施行規則に定める様式の記載要領（戦傷病者戦没者遺族等援護法関係）

- | | | |
|-------------------------|------|----------|
| ① 障害年金（障害一時金）請求書 | 記載要領 | 別紙第 1 号 |
| ② 他の法令による給付に関する届（障害年金等） | 記載要領 | 別紙第 2 号 |
| ③ 障害年金継続支給請求書 | 記載要領 | 別紙第 3 号 |
| ④ 障害年金額改定請求書（扶養親族の増加） | 記載要領 | 別紙第 4 号 |
| ⑤ 障害年金額改定請求書（障害程度の増進） | 記載要領 | 別紙第 5 号 |
| ⑥ 遺族年金・遺族給与金請求書 | 記載要領 | 別紙第 6 号 |
| ⑦ 遺族年金・遺族給与金選択申立書 | 記載要領 | 別紙第 7 号 |
| ⑧ 他の法令による給付に関する届（遺族年金等） | 記載要領 | 別紙第 8 号 |
| ⑨ 請求者選定届 | 記載要領 | 別紙第 9 号 |
| ⑩ 遺族年金額・遺族給与金年額改定請求書 | 記載要領 | 別紙第 10 号 |
| ⑪ 遺族年金・遺族給与金順位変更申請書 | 記載要領 | 別紙第 11 号 |
| ⑫ 弔慰金請求書 | 記載要領 | 別紙第 12 号 |
| ⑬ 先順位者が不在旨の申立書 | 記載要領 | 別紙第 13 号 |
| ⑭ 弔慰金順位変更申請書 | 記載要領 | 別紙第 14 号 |
| ⑮ 遺族年金受給届出書 | 記載要領 | 別紙第 15 号 |

(2) 法施行規則に定める様式の記載要領（旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律関係）

- ① 旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律第 2 条
第 1 項の規定の適用があることの確認申請書 記載要領 別紙第 16 号

(3) 法施行規則に定める様式の記載要領（特別給付金支給法等関係）

- | | | |
|-------------------|------|----------|
| ① 引揚者給付金・遺族給付金請求書 | 記載要領 | 別紙第 17 号 |
| ② 遺族給付金順位変更請求書 | 記載要領 | 別紙第 18 号 |

(4) 請求書、届出書等（戦傷病者戦没者遺族等援護法関係）

- | | |
|-----------|---------|
| ① 扶養親族減少届 | 様式第 1 号 |
| ② 障害程度低下届 | 様式第 2 号 |

③ 他の法令による給付の失権・額の改定に関する届	様式第 3 号
④ 失権届・証書返還不能届・未支給年金等請求書	様式第 4 号
⑤ 支給停止事由・停止終了事由該当届	様式第 5 号
⑥ 現に他に同一の事由による公務扶助料を受ける権利を有する者がいないことに関する申立書	様式第 6 号
⑦ 所在不明者所在判明届	様式第 7 号
⑧ 遺族一時金請求書	様式第 8 号
⑨ 遺族年金等の給付に関する届	様式第 9 号
⑩ 請求者受給者選定届	様式第 10 号
⑪ 遺族一時金順位変更申請書	様式第 11 号
⑫ 氏名等変更届・証書等再交付申請書	様式第 12 号
⑬ 支払方法に関する届（振込先口座申出書）	様式第 13 号-1
支払方法に関する届（現金払申出書）	様式第 13 号-2
支払方法に関する届（外国送金申出書）	様式第 13 号-3
⑭ 住所変更届・受領代理人に関する届	様式第 14 号

第 40 証書、裁定通知書、額改定通知書、年額改定通知書、支給通知書、未支給年金等支給通知書、却下通知書、支給停止通知書、支給停止終了通知書、失権通知書、支給差止通知書、取消通知書、援護年金送金通知書及び戦傷病者戦没者遺族等援護法等による裁定（進達）状況確認書は、次の様式によるものとする。

(1) 戦傷病者戦没者遺族等援護法関係

① 障害年金証書	様式第 15 号
② 遺族年金証書	様式第 16 号
③ 遺族給与金証書	様式第 17 号
④ 障害年金裁定通知書	様式第 18 号
⑤ 障害一時金裁定通知書	様式第 19 号
⑥ 遺族年金裁定通知書	様式第 20 号
⑦ 遺族給与金裁定通知書	様式第 21 号
⑧ 遺族一時金裁定通知書	様式第 22 号
⑨ 弔慰金裁定通知書	様式第 23 号
⑩ 障害年金額改定通知書	様式第 24 号
⑪ 遺族年金額改定通知書	様式第 25 号
⑫ 遺族給与金年額改定通知書	様式第 26 号
⑬ 年額改定通知書	様式第 27 号
⑭ 支給通知書	様式第 28 号
⑮ 未支給年金等支給通知書	様式第 29 号

⑯ 却下通知書(請求)	様式第30号
⑰ 却下通知書(申請)	様式第31号
⑱ 支給停止通知書	様式第32号
⑲ 支給停止終了通知書	様式第33号
⑳ 失権通知書	様式第34号
㉑ 支給差止通知書	様式第35号
㉒ 取消通知書	様式第36号
㉓ 援護年金送金通知書(年金)	様式第37号
㉔ 援護年金送金通知書(歳出金)	様式第38号
㉕ 援護年金支払通知書(日本公庫)	様式第39号
㉖ 援護年金支払通知書(沖縄公庫)	様式第40号
㉗ 戦傷病者戦没者遺族等援護法等による裁定(進達)状況確 認書	様式第41号

(2) 特別給付金支給法等関係

① 裁定報告書	様式第42号
② 裁定取消報告書	様式第43号
③ 認定取消通知書(引揚者給付金)	様式第44号
④ 認定取消通知書(遺族給付金)	様式第45号
⑤ 却下取消通知書(引揚者給付金)	様式第46号
⑥ 却下取消通知書(遺族給付金)	様式第47号
⑦ 裁定取消通知書(戦傷病者妻特別給付金を除く)	様式第48号
⑧ 裁定取消通知書(戦傷病者妻特別給付金)	様式第49号
⑨ 却下取消通知書(戦傷病者妻特別給付金を除く)	様式第50号
⑩ 却下取消通知書(戦傷病者妻特別給付金)	様式第51号

第41 都道府県が送付すべき帳票等の様式は、次の様式によるものとするこ
と。

(1) 障害年金等請求書送付状	様式第52号
(2) 遺族年金等請求書送付状	様式第53号
(3) 送付状	様式第54号
(4) 送付連名簿	様式第55号

附 則

- 1 この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行するものとする。
- 2 令和 7 年 3 月 3 1 日以前に発生した事案の処理については、なお従前の例によるものとする。

障害年金（障害一時金）請求書 記載要領

1 「戦傷病者」について

(1) 「氏名」

戸籍を見て正確に記載してください。「フリガナ」は必ずつけて下さい。

(2) 「身分」

軍人、軍属、準軍属の別を記載して下さい。更に具体的に記載できるときは、「軍属(満鉄軍属)」のように記載して下さい。

(3) 「陸海の別」

戦傷病者が受傷り病した当時所属していたものの陸軍又は海軍のいずれか該当する方を○で囲んで下さい。準軍属であった場合は記載する必要がありません。

(4) 「障害一時金の選択」

障害の程度が第1款症から第5款症までに該当する場合において、障害年金のかわりに障害一時金を選択するか否か、該当する方を○で囲んで下さい。

(5) 「退職当時の本籍」

戦傷病者が軍人軍属であった場合は、退職当時の本籍地を記載して下さい。準軍属であった場合は記載する必要がありません。

(6) 「住所」

請求者に裁定通知書等を郵送しますので、正確に記載して下さい。郵便番号、電話番号も必ず記載して下さい。

2 「障害年金等の受領者」について

該当する項目を○で囲んで下さい。

相 続 人 請求者が戦傷病者戦没者遺族等援護法第16条の規定に基づく相続人である場合

成年後見人等 受給者が成年被後見人、被保佐人、被補助人又は任意後見契約における本人であって、これらの者の代わりにそれぞれ成年後見人、保佐人、補助人又は任意後見契約における任意後見人が代わって受領するとき

継続代理人 受給者が外国に居住していて、日本国内に居住している代理人による受領を希望するとき

「相続人」の項目に○をつけた場合は「相続人」の欄にも所要事項を記載して下さい。

「成年後見人等」又は「継続代理人」の項目に○をつけた場合は、この請求書に添付する「住所変更届・受領代理人に関する届」に必ず所要事項を記載して下さい。

3 「他法給付の有無」について

戦傷病者がこの請求書に係る障害と同一の障害に関し他の法令による障害年金相当の給付を受けることができるかどうか該当する方を○で囲んで下さい。

「有」に○をつけられた方は必ず「他の法令による給付に関する届」をこの請求書に添付して下さい。

4 「扶養親族」について

戦傷病者に戦傷病者戦没者遺族等援護法第8条第2項の扶養親族がいる場合に記載して下さい。

5 「相続人」について

請求者が戦傷病者戦没者遺族等援護法第16条の規定に基づく相続人である場合

に記載して下さい。記載要領は〔戦傷病者〕に準じます。

この場合において、〔戦傷病者〕記載欄の「生年月日」の横の※の欄に「死亡年月日」と項目名を記載の上、戦傷病者の死亡年月日を記載して下さい。

また、死亡した受給権者と請求者との身分関係を明らかにすることができる戸籍抄本又は市区町村長の証明書を必ず添付して下さい。

他の法令による給付に関する届（障害年金等） 記載要領

- 1 「他の法令による給付の種別」について
該当する項目の番号を○で囲んで下さい。
- 2 「裁定年月日」、「証書の記号番号」について
既に裁定を受けている場合には、証書を見るなどして正確に記載して下さい。
- 3 「給付の額」について
○○○円／年又は○○○円／月のように入力して下さい。

障害年金継続支給請求書 記載要領

- 1 「障害年金証書の記号番号」、〔障害年金の支給の期限〕について
証書を見て正確に記載して下さい。
- 2 「戦傷病者」について
 - (1) 「氏名」
戸籍を見て正確に記載して下さい。「フリガナ」は必ずつけて下さい。
 - (2) 「障害の現状」
できるだけ具体的に記載して下さい。
 - (3) 「住所」
請求者に裁定通知書等を郵送しますので、正確に記載して下さい。郵便番号、電話番号も必ず記載して下さい。
- 3 「障害年金等の受領者」について
該当する項目を○で囲んで下さい。

相 続 人	請求者が戦傷病者戦没者遺族等援護法第16条の規定に基づく相続人である場合
成年後見人等	受給者が成年被後見人、被保佐人、被補助人又は任意後見契約における本人であって、これらの者の代わりにそれぞれ成年後見人、保佐人、補助人又は任意後見契約における任意後見人が代わって受領するとき
継続代理人	受給者が外国に居住していて、日本国内に居住している代理人による受領を希望するとき

「相続人」の項目に○をつけた場合は〔相続人〕の欄にも所要事項を記載して下さい。

「成年後見人等」又は「継続代理人」の項目に○をつけた場合は、この請求書に添付する「住所変更届・受領代理人に関する届」に必ず所要事項を記載して下さい。
- 4 「他法給付の有無」について
戦傷病者がこの請求書に係る障害と同一の障害に関し、他の法令による障害年金相当の給付を受けることができるかどうか該当する方を○で囲んで下さい。
「有」に○をつけられた方は必ず「他の法令による給付に関する届」をこの請求書に添付して下さい。
- 5 「扶養親族」について
戦傷病者に戦傷病者戦没者遺族等援護法第8条第2項の扶養親族がいる場合に記載して下さい。
- 6 「相続人」について
請求者が戦傷病者戦没者遺族等援護法第16条の規定に基づく相続人である場合に記載して下さい。記載要領は〔戦傷病者〕に準じます。
この場合において、〔戦傷病者〕記載欄の「生年月日」の横の※の欄に「死亡年月日」と項目名を記載の上、戦傷病者の死亡年月日を記載して下さい。
また、死亡した受給権者と請求者との身分関係を明らかにすることができる戸籍抄本又は市区町村長の証明書を必ず添付して下さい。

障害年金額改定請求書(扶養親族の増加) 記載要領

- 1 〔障害年金証書の記号番号〕について
証書を見て正確に記載して下さい。
 - 2 〔戦傷病者〕について
 - (1) 「氏名」
戸籍を見て正確に記載して下さい。「フリガナ」は必ずつけて下さい。
 - (2) 「住所」
請求者に額改定通知書等を郵送しますので、正確に記載して下さい。郵便番号、電話番号も必ず記載して下さい。
 - 3 〔新たに加給の原因となる扶養親族〕について
「新たに加給すべき理由及び時期」をできるだけ具体的に記載して下さい。
 - 4 〔相続人〕について
請求者が相続人である場合に記載して下さい。記載要領は〔戦傷病者〕に準じます。
この場合において、〔戦傷病者〕記載欄の「生年月日」の横の※の欄に「死亡年月日」と項目名を記載の上、戦傷病者の死亡年月日を記載して下さい。
- (注) 障害の程度が第2款症から第5款症までの障害年金受給者については、妻以外の扶養親族は加給の対象となりません。

障害年金額改定請求書(障害程度の増進) 記載要領

- 1 [障害年金証書の記号番号] について
証書を見て正確に記載して下さい。
- 2 [戦傷病者] について
 - (1) 「氏名」
戸籍を見て正確に記載して下さい。「フリガナ」は必ずつけて下さい。
 - (2) 「障害の程度、増進の状態」
できるだけ具体的に記載して下さい。
 - (3) 「住所」
請求者に額改定通知書等を郵送しますので、正確に記載して下さい。郵便番号、電話番号も必ず記載して下さい。
- 3 [障害年金等の受領者] について
該当する項目を○で囲んで下さい。

成年後見人等 受給者が成年被後見人、被保佐人、被補助人又は任意後見契約における本人であって、これらの者の代わりにそれぞれ成年後見人、保佐人、補助人又は任意後見契約における任意後見人が代わって受領するとき

継続代理人 受給者が外国に居住していて、日本国内に居住している代理人による受領を希望するとき

「成年後見人等」又は「継続代理人」の項目に○をつけた場合は、この請求書に添付する「住所変更届・受領代理人に関する届」に必ず所要事項を記載して下さい。
- 4 [他法給付の有無] について
戦傷病者がこの請求書に係る障害と同一の障害に関し、他の法令による障害年金相当の給付を受けることができるかどうか該当する方を○で囲んで下さい。

遺族年金・遺族給与金請求書 記載要領

- 1 標題及び末尾の文中「遺族年金」、「遺族給与金」のうち該当する方を○で囲んで下さい。

参考

軍人、軍属の場合・・・遺族年金

準軍属の場合・・・・・・遺族給与金

- 2 「死亡した者」について

- (1) 「氏名」

戸籍を見て正確に記載して下さい。「フリガナ」は必ずつけて下さい。

- (2) 「身分」

軍人、軍属、準軍属の別を記載して下さい。更に具体的に記載できるときは、「軍属（満鉄軍属）」のように記載して下さい。

- (3) 「陸海の別」

死亡した者が受傷り病した当時所属していたものの陸軍又は海軍のいずれか該当する方を○で囲んで下さい。準軍属であった場合は記載する必要がありません。

- (4) 「他法給付の有無」

イ 死亡した者の死亡に関し、他の法令による遺族年金等相当の給付の受給権者が有るかどうか該当する方を○で囲んで下さい。

ロ 「有」に○をつけた方は必ず「他の法令による給付に関する届」をこの請求書に添付して下さい。

- (5) 「除籍時の本籍、傷病発生当時の勤務先」

次の区分に従い、該当する方を○で囲んだ上記載して下さい。

イ 軍人、軍属及び準軍属のうち戦闘参加者、満洲における動員学徒、満洲開拓青年義勇隊員、特別未帰還者、内地勤務の陸海軍雇よう人又は防空監視隊員等の場合は、除籍されたときの本籍地。

ロ 準軍属のうち徴用工、内地における動員学徒、国民勤労報国隊員又は国民義勇隊員である場合は、戦没者の死亡の原因となつた負傷又は疾病の生じた当時その者が配置され、又は出動していた工場、事業場等の名称及び所在地。

- 3 「遺族（一）」について

- (1) 被選定人請求の場合は、この欄を被選定人に用いて下さい。

- (2) 「被選定人であるかないかの別」

該当する方を○で囲んで下さい。

- (3) 「住所」

請求者に裁定通知書等を郵送しますので、正確に記載して下さい。郵便番号、電話番号も必ず記載して下さい。

- (4) 「遺族年金等の受領者」

該当する項目を○で囲んで下さい。

相 続 人 請求者が戦傷病者戦没者遺族等援護法第33条の規定に基づく相続人である場合

親 権 者 等 受給者が未成年者であって、未成年者のために親権を行う方、又は未成年後見人が代わって受領するとき

成年後見人等 受給者が成年被後見人、被保佐人、被補助人又は任意後見契約における本人であって、これらの者の代わりにそれぞれ成年後見人、保佐人、補助人又は任意後見契約における任意後見人が代わって

受領するとき

継続代理人 受給者が外国に居住していて、日本国内に居住している代理人による受領を希望するとき

「相続人」の項目に○をつけた場合は〔相続人〕の欄にも所要事項を記載して下さい。

「成年後見人等」又は「継続代理人」の項目に○をつけた場合は、この請求書に添付する「住所変更届・受領代理人に関する届」に必ず所要事項を記載して下さい。

4 〔遺族（二）〕について

3の(3)、(4)に準じて下さい。

5 〔相続人〕について

請求者が戦傷病者戦没者遺族等援護法第33条の規定に基づく相続人である場合に記載して下さい。記載要領は〔遺族〕に準じます。

この場合において、「遺族」記載欄の「生年月日」の横の※の欄に「死亡年月日」と項目名を記載の上、遺族の死亡年月日を記載して下さい。

また、死亡した受給権者と請求者との身分関係を明らかにすることができる戸籍抄本又は市区町村長の証明書を必ず添付して下さい。

遺族年金・遺族給与金選択申立書 記載要領

- 1 標題及び末尾の文中「遺族年金」、「遺族給与金」のうち該当する方を○で囲んで下さい。
- 2 〔死亡した者〕について
申立者が受給権を有する遺族年金又は遺族給与金に係る死亡した者に関し、所要事項を正確に記載して下さい。
- 3 末尾の文中の空所に申立者が選択する遺族年金又は遺族給与金に係る死亡した者の氏名を記載して下さい。

他の法令による給付に関する届（遺族年金等） 記載要領

- 1 「他の法令による給付の種別」について
該当する項目の番号を○で囲んで下さい。
項目 1 から 6 に該当しない場合は、「7 その他（ ）」に、現在受給中の年金の種類を全て記載して下さい。
- 2 「裁定年月日」、「証書の記号番号」について
既に裁定されている場合には、証書を見るなどして正確に記載して下さい。
- 3 「給付の額」について
○○○円／年又は○○○円／月のように記載して下さい。

請求者選定届 記載要領

- 1 「氏名」の欄(標題の下)には、被選定人の氏名を記載して下さい。
- 2 「遺族年金」、「遺族給与金」のうち該当する方を○で囲んで下さい。
- 3 「住所、氏名」の欄(年月日の下)には、被選定人により遺族年金又は遺族給与金を請求しようとする者全員(被選定人自身を含みます。)の住所、氏名を記載して下さい。

遺族年金額・遺族給与金年額改定請求書 記載要領

- 1 標題中「遺族年金額」、「遺族給与金年額」のいずれか該当する方及び末尾の文中「遺族年金の額」、「遺族給与金年額」のいずれか該当する方を○で囲んで下さい。
- 2 〔遺族年金等の額の改定を請求する理由〕について
該当する項目の番号を○で囲んだ上所要事項を記載して下さい。
- 3 〔遺族年金証書(遺族給与金証書)の記号番号〕について
証書を見て正確に記載して下さい。
- 4 〔死亡した者〕について
「氏名」
戸籍を見て正確に記載して下さい。「フリガナ」は必ずつけて下さい。
- 5 〔遺族〕について
「住所」
請求者に額改定通知書等を郵送しますので、正確に記載して下さい。郵便番号、電話番号も必ず記載して下さい。
- 6 〔相続人〕について
請求者が遺族の相続人である場合に記載して下さい。記載要領は〔遺族〕に準じます。
この場合において、〔遺族〕記載欄の「生年月日」の横の※の欄に「死亡年月日」と項目名を記載の上、遺族の死亡年月日を記載して下さい。

遺族年金・遺族給与金順位変更申請書 記載要領

- 1 「遺族年金証書(遺族給与金証書)の記号番号」について
既に、遺族年金又は遺族給与金(以下「遺族年金等」という。)の裁定を受けている場合には、証書を見て正確に記載して下さい。
- 2 「死亡した者」について
「氏名」
戸籍を見て正確に記載して下さい。「フリガナ」は必ずつけて下さい。
- 3 「申請者」について
「住所」
申請者に額改定通知書等を郵送しますので、正確に記載して下さい。郵便番号、電話番号も必ず記載して下さい。
- 4 「所在不明者」について
 - (1) 「続柄」
死亡した者との続柄を記載して下さい。
 - (2) 「所在不明の理由及びその期間」
できるだけ具体的に記載して下さい。
 - (3) 「所在不明者が受けていた遺族年金証書(遺族給与金証書)の記号番号」
所在不明者が既に遺族年金等の裁定を受けている場合には、証書を見るなどして正確に記載して下さい。
- 5 「申請者の同順位者」について
「遺族年金証書(遺族給与金証書)の記号番号」
既に遺族年金等の裁定を受けている場合には、証書を見て正確に記載して下さい。

弔慰金請求書 記載要領

1 「死亡した者」について

(1) 「氏名」

戸籍を見て正確に記載して下さい。「フリガナ」は必ずつけて下さい。

(2) 「身分」

軍人、軍属、準軍属の別を記載して下さい。更に具体的に記載できるときは、「軍属(満鉄軍属)」のように記載して下さい。

(3) 「陸海の別」

死亡した者が受傷り病した当時所属していたものの陸軍又は海軍のいずれか該当する方を○で囲んで下さい。準軍属であった場合は記載する必要がありません。

(4) 「除籍時の本籍、傷病発生当時の勤務先」

次の区分に従い、該当する方を○で囲んだ上記載して下さい。

イ 軍人、軍属及び準軍属のうち戦闘参加者、満洲における動員学徒、満洲開拓青年義勇隊員、特別未帰還者、内地勤務の陸海軍雇よう人又は防空監視隊員等の場合は、除籍されたときの本籍地。

ロ 準軍属のうち徴用工、内地における動員学徒、国民勤労報国隊員又は国民義勇隊員である場合は、戦没者の死亡の原因となった負傷又は疾病の生じた当時その者が配置され、又は出勤していた工場、事業場等の名称及び所在地。

2 「遺族」について

「住所」

請求者に裁定通知書等を郵送しますので、正確に記載して下さい。郵便番号、電話番号も必ず記載して下さい。

3 「相続人」について

請求者が戦傷病者戦没者遺族等援護法第39条の規定に基づく相続人である場合に記載して下さい。記載要領は「遺族」に準じます。

この場合において、「遺族」記載欄の「生年月日」の横の※の欄に「死亡年月日」と項目名を記載の上、遺族の死亡年月日を記載して下さい。

また、死亡した受給権者と請求者との身分関係を明らかにすることができる戸籍抄本又は市区町村長の証明書を必ず添付して下さい。

4 「代理人」について

請求者が次のいずれかに該当する場合のみ記載してください。

(1) 未成年者のために親権を行う方、又は未成年後見人が代わって請求するとき(1親権者等)

(2) 成年被後見人、被保佐人、被補助人又は任意後見契約における本人のためにそれぞれ成年後見人、保佐人、補助人又は任意後見契約における任意後見人が代わって請求するとき(2成年後見人等)

(3) 国外に居住しているために国債の償還金等の受領を国内居住者に委任したとき(3代理人)

5 「国債受領希望取扱店名」

国債の受領を市区町村長等に委任したときは、記載しないで下さい。

6 「元利金支払場所」について

国債の元利金を受け取る場所として郵便局を希望する場合はその局名を、銀行を希望する場合は日本銀行の本店、支店、代理店又は国債代理店のうち希望する一つの店名を記載して下さい。

先順位者が不在の旨の申立書 記載要領

1 弔慰金請求の場合

〔死亡した者の遺族〕について

死亡した者の遺族について、弔慰金の受給権が発生した当時における配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹、これらの者以外の三親等内親族、事実上の父母の順番としたときに、自分より先の順位となる全ての者について、所要事項を記載して下さい。

ただし、申立者が以下に該当する場合は、それぞれに掲げる者についても所要事項を記載して下さい。

遺族外養子となった子 — 子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹

遺族外養子となった孫 — 孫、祖父母、兄弟姉妹

遺族外の者と改氏再婚又は遺族 — 配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹以外の養子となった配偶者

2 遺族一時金請求の場合

〔死亡した者の遺族〕について

死亡した者の遺族について、遺族一時金の受給権が発生した当時における配偶者、子、父母、孫、祖父母、入夫婚姻による妻の父母、事実上の父母の順番としたときに、自分より先の順位となる全ての者について、所要事項を記載して下さい。

弔慰金順位変更申請書 記載要領

- 1 〔死亡した者〕について
「氏名」
戸籍を見て正確に記載して下さい。「フリガナ」は必ずつけて下さい。
- 2 〔申請者〕について
「住所」
正確に記載して下さい。郵便番号、電話番号も必ず記載して下さい。
- 3 〔生死不明者〕について
 - (1) 「続柄」
死亡した者との続柄を記載して下さい。
 - (2) 「生死不明の理由及びその期間」
できるだけ具体的に記載して下さい。

遺族年金受給届出書 記載要領

- 1 「死亡した者」について
「氏名」
戸籍を見て正確に記載して下さい。「フリガナ」は必ずつけて下さい。
- 2 「届出者の受ける遺族年金の支給事由と同一の事由により公務扶助料を受ける権利を有する者」について
 - (1) 「続柄」
死亡した者との続柄を記載して下さい。
 - (2) 「扶助料証書の記号番号」
証書を見て正確に記載して下さい。
- 3 届出者の住所、氏名は正確に記載して下さい。

旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律第2条第1項の
規定の適用があることの確認申請書 記載要領

- 1 「死亡した者」について
 - (1) 「氏名」
戸籍を見て正確に記載して下さい。「フリガナ」は必ずつけて下さい。
 - (2) 「身分」
軍人、準軍人の別を記載して下さい。
 - (3) 「陸海の別」
戦没者が受傷り病した当時所属していたもとの陸軍又は海軍のいずれか該当する方を○で囲んで下さい。
- 2 「遺族」について
「住所」
正確に記載して下さい。郵便番号、電話番号も必ず記載して下さい。
- 3 「相続人」について
申請者が相続人である場合に記載して下さい。記載要領は「遺族」に準じます。
この場合において、「遺族」記載欄の「生年月日」の横の※の欄に「死亡年月日」と項目名を記載の上、遺族の死亡年月日を記載して下さい。
- 4 「弔慰金裁定通知書の記号番号」について
弔慰金裁定通知書を見て正確に記載して下さい。

引揚者給付金・遺族給付金請求書 記載要領

- 1 標題及び末尾の文中「引揚者給付金」、「遺族給付金」のうち該当する方を○で囲んで下さい。
- 2 「引揚者又は死亡した者」について
 - (1) 引揚者給付金を請求する場合は、引揚者の「氏名」、「性別」、「生年月日」、「引揚年月日」、「終戦前6か月間の住所」、「法第5条第2項該当・非該当の別」「本籍地」及び「住所」を、遺族給付金を請求する場合は、死亡した者の「氏名」、「性別」、「生年月日」、「死亡年月日」、「終戦前6か月間の住所」、「死亡の場所」及び「本籍地」をそれぞれ記載して下さい。
 - (2) 「氏名」戸籍を見て正確に記載して下さい。「フリガナ」は必ずつけて下さい。
 - (3) 「法第5条第2項該当・非該当の別」
法第5条第2項に規定する者に該当するかどうか○で囲んで下さい。
 - (4) 「本籍地」
引揚者給付金を請求する場合は、昭和20年8月15日における本籍地を、遺族給付金を請求する場合は、除籍された当時の本籍地(死亡時における本籍地が樺太、千島、擇捉島、国後島、歯舞群島又は色丹島にあった死亡者で除籍されていない者にあっては、死亡時の本籍地)を記載して下さい。
 - (5) 「住所」
正確に記載して下さい。郵便番号、電話番号も必ず記載して下さい。
- 3 「譲受人又は遺族」について
 - (1) 引揚者給付金を受ける権利を譲り受けた者又は、遺族給付金を請求する遺族について所要事項を記載して下さい。
 - (2) 「住所」
正確に記載して下さい。郵便番号、電話番号も必ず記載して下さい。
- 4 「相続人」について
請求者が引揚者給付金等支給法第7条又は第13条の規定に基づく相続人である場合に記載して下さい。記載要領は「譲受人又は遺族」に準じます。
この場合において、「引揚者又は死亡した者」の「死亡年月日」の欄又は「譲受人又は遺族」の「生年月日」の横の※の欄(「死亡年月日」と項目名を記載して下さい。)に、引揚者又は遺族の死亡年月日を記載して下さい。
- 5 「代理人」について
請求者が次のいずれかに該当する場合のみ記載して下さい。
 - (1) 未成年者のために親権を行う方、又は未成年後見人が代わって請求するとき(1親権者等)
 - (2) 成年被後見人、被保佐人、被補助人又は任意後見契約における本人のためにそれぞれ成年後見人、保佐人、補助人又は任意後見契約における任意後見人が代わって請求するとき(2成年後見人等)
 - (3) 国外に居住しているために国債の償還金等の受領を国内居住者に委任したとき(3代理人)
- 6 「国債受領希望取扱店名」について
国債の受領を市区町村長等に委任したときは、記載しないで下さい。
- 7 「元利金支払場所」について
国債の元利金を受け取る場所として郵便局を希望する場合はその局名を、銀行を希望する場合は日本銀行の本店、支店、代理店又は、国債代理店のうち希望する一つの店名を記載して下さい。

遺族給付金順位変更請求書 記載要領

- 1 「死亡した者」について
「氏名」
戸籍を見て正確に記載して下さい。「フリガナ」は必ずつけて下さい。
- 2 「請求者」について
「住所」
正確に記載して下さい。郵便番号、電話番号も必ず記載して下さい。
- 3 「生死不明者」について
 - (1) 「続柄」
死亡した者との続柄を記載して下さい。
 - (2) 「生死不明の事情及びその期間」
できるだけ具体的に記載して下さい。

扶養親族減少届

(表面)

障害年金証書の記号番号							
戦 傷 病 者	(フリガナ) 氏 名						
	性 別	生 年 月 日			※		
	男 女						
	(フリガナ) 住 所						
		(〒 —) (電話 — —)					
加給の原因でなくなった扶養親族	1	(フリガナ)			続 柄	性 別	生年月日
		氏 名				男 女	
		加給の原因でなくなった理由及び時期					
	2	(フリガナ)			続 柄	性 別	生年月日
		氏 名				男 女	
		加給の原因でなくなった理由及び時期					

(注意) 裏面も記載して下さい。

(裏面)

相	(フリガナ)		
	氏 名		
続	性 別	生 年 月 日	被相続人との続柄
	男 女		
人	(フリガナ)		
	住 所	(千 一) (電話 一 一)	

上記のとおり、届け出ます。

令和 年 月 日

フリガナ

氏 名

厚 生 労 働 大 臣 殿

扶養親族減少届 記載要領

- 1 「障害年金証書の記号番号」について
証書を見て正確に記載して下さい。
- 2 「戦傷病者」について
 - (1) 「氏名」
戸籍を見て正確に記載して下さい。「フリガナ」は必ずつけて下さい。
 - (2) 「住所」
届出者に額改定通知書等を郵送しますので、正確に記載して下さい。郵便番号、電話番号も必ず記載して下さい。
- 3 「加給の原因でなくなった扶養親族」について
「加給の原因でなくなった理由及び時期」をできるだけ具体的に記載して下さい。
- 4 「相続人」について
届出者が相続人である場合に記載して下さい。記載要領は「戦傷病者」に準じます。
この場合において、「戦傷病者」記載欄の「生年月日」の横の※の欄に「死亡年月日」と項目名を記載の上、戦傷病者の死亡年月日を記載して下さい。

障害程度低下届

(表面)

障害年金証書の記号番号			
戦 傷 病 者	(フリガナ)		
	氏 名		
	性 別	生 年 月 日	※
	男 女		
	障害の程度 低下の状況		
	(フリガナ)		
住 所	(〒 -) (電話 - -)		

(注意) 裏面も記載して下さい。

(裏面)

相	(フリガナ)		
	氏 名		
続	性 別	生 年 月 日	被相続人との続柄
	男 女		
人	(フリガナ)		
	住 所	(〒 —) (電話 — —)	

上記のとおり、届け出ます。

令和 年 月 日

フリガナ

氏 名

厚 生 労 働 大 臣 殿

障害程度低下届 記載要領

- 1 「障害年金証書の記号番号」について
証書を見て正確に記載して下さい。
- 2 「戦傷病者」について
 - (1) 「氏名」
戸籍を見て正確に記載して下さい。「フリガナ」は必ずつけて下さい。
 - (2) 「障害の程度、低下の状況」
できるだけ具体的に記載して下さい。
 - (3) 「住所」
届出者に額改定通知書等を郵送しますので、正確に記載して下さい。郵便番号、電話番号も必ず記載して下さい。
- 3 「相続人」について
届出者が相続人である場合に記載して下さい。記載要領は「戦傷病者」に準じます。
この場合において、「戦傷病者」記載欄の「生年月日」の横の※の欄に「死亡年月日」と項目名を記載の上、戦傷病者の死亡年月日を記載して下さい。

他の法令による給付の ☐ 失 権 に関する届
☐ 額の改定

証 書 記 号 番 号	給 付 第 号 ○ ア ○ イ ○ ウ
受 給 者 氏 名	

他の法令による証書記号番号	
失権又は額が改定された時期	
改定後の給付の額	

上記のとおり届け出ます。

令和 年 月 日

郵便番号	—	電話	— —
住 所			
受給者 との 身分関係		フリガナ	
		氏 名	
	生 年 月 日	○ 明治 ○ 大正 ○ 昭和 ○ 平成	年 月 日生

厚生労働大臣 殿

記載要領

- 1 【**標題**】どちらかを選択してください。（複数選択可）
- 2 【**証書記号番号**】援護年金の証書を見て正確に記載してください。記号「アイウ」については該当するところを選択してください。
- 3 【**受給者氏名**】正確に記載してください。
- 4 【**他の法令による証書の記号番号**】他の法令による証書を見て正確に記載してください。
- 5 【**失権又は額が改定された時期**】他の法令による給付について、「○年○月○日、年額の改定」又は「○年○月○日、失権」という様に記載してください。
- 6 【**改定後の給付の額**】「○年○月○日から年額○○○円」又は「○年○月○日から月額○○○円」という様に記載してください。
- 7 届出者の欄について
【**郵便番号**】【**電話**】【**住所**】【**氏名**】正確に記載してください。氏名にフリガナを必ずつけてください。
【**生年月日**】「明大昭平」は、該当するところを選択してください。
【**受給者との身分関係**】正確に記載してください。

援護年金

☐失権届
☐証書返還不能届
☐未支給年金等請求書

様式第4号

証書記号番号	給 ○ア ○イ第 ○ウ号
受給者氏名	
失権した年月日	令和 年 月 日
失権事由	1○死亡 2○日本の国籍喪失 3○遺族外養子縁組 4○婚姻(事実婚を含む) 5○満18歳年齢到達 6○障害の軽快 7○その他()

◎ 証書が返還できないときはその旨記載してください。

返還できない事由	
----------	--

上記のとおり届け出ます。 ◎ 未支給年金等を請求するときは、次の欄に記載してください。

振込先	フリガナ																
	口座名義人氏名 (請求者同一人)																
	ゆうちょ銀行	通帳記号					の	通帳番号							※ゆうちょ銀行 (又は郵便局)、 金融機関の証明		
		1				0											
	金(ゆうちょ銀行以外関)	※金融機関コード				※店舗コード										印	
		フリガナ															
		銀行・信連 本店・支店 金庫・農協 本所・支所 信組・漁協 出張所															
		預金種目				通帳の口座番号(右づめで記入してください)											
	1 普通	2 当座															

上記のとおり請求します。

令和 年 月 日

請求者(届出者)	フリガナ															
	氏名															
	郵便番号	-				電話	-									
	住所															
	受給者との 身分関係					生年月日	○ 明治 ○ 平成		○ 大正 ○ 令和		○ 昭和		年	月	日生	

記 載 要 領

1. 【標題】 該当するところを選択してください。(複数選択可)
2. 【証書記号番号】 援護年金の証書を見て正確に記載してください。記号「アイウ」については、該当するところを選択してください。
3. 【受給者氏名】 正確に記載してください。
4. 【失権した年月日】 正確に記載してください。
5. 【失権事由】 該当するところを選択してください。

＊次の書類を添付してください。

①年金証書

・添付できないときは標題の「証書返還不能届」を選択し、【返還できない事由】に、具体的に記載してください。

②援護年金の受給者が失権したことを証する戸籍書類

ただし、国内に住所を有する受給者が死亡失権した場合は、必要ありません。

6. 未支給年金等を請求する場合

年金は、受給者が死亡された月の分まで支払われます。

未払分の年金がある場合は、受給者の相続人の方から未支給年金の請求をしてください。「ゆうちょ銀行」又は「金融機関」のいずれか1つを選び、その通帳番号又は口座番号等を記入し、振込先金融機関等の窓口で証明印を受けてください。証明印を受けることが困難な場合は、貯金(預金)通帳写し(通帳名義及び貯金通帳記号番号又は口座名義及び口座番号が記載されている面)の添付に代えても差し支えありません。(現金払を希望される方は下記の連絡先にご相談ください。)

＊次の書類を添付してください。

・上記5の①②及び、請求者が死亡した受給者の相続人であることを証する戸籍書類

7. 請求者の欄について

【郵便番号】【電話】【住所】【氏名】正確に記載してください。氏名にフリガナを必ずつけてください。

【生年月日】元号は該当するところを選択してください。

【受給者との身分関係】正確に記載してください。

※ 障害年金受給者が死亡したときは、その遺族に遺族年金等が支給される場合があります。

請求手続きにつきましては、お住まいの市(区)役所・町村役場又は都道府県庁におたずねください。

金融機関の方へ

口座名義人氏名、金融機関名、支店名、預金種目、口座番号を確認の上、金融機関コード、店舗コードを記入し証明欄に押印願います。

【連絡先】厚生労働省社会・援護局援護・業務課 ☎03-5253-1111

障害年金は 内線3429

遺族年金・遺族給付金は 内線3443又は3444

☐ 支給停止事由該当届

☐ 支給停止終了事由該当届

証 書 記 号 番 号	給 付 第 号 ○ ア ○ イ ○ ウ
受 給 者 氏 名	

停 止 又 は 停 止 終 了 の 時 期	
停 止 又 は 停 止 終 了 の 事 由	

上記のとおり届け出ます。

令和 年 月 日

郵便番号	—	電 話	—	—
住 所				
受給者		フリガナ		
との 身分関係		氏 名		
	生 年 月 日	○ 明治 ○ 大正 ○ 昭和 ○ 平成	年 月 日生	

厚生労働大臣 殿

記載要領

- 1 【標題】どちらかを選択してください。
- 2 【証書記号番号】援護年金の証書を見て正確に記載してください。記号「アイウ」については該当するところを選択してください。
- 3 【受給者氏名】正確に記載してください。
- 4 【停止又は停止終了の時期】
 - (1)支給停止の場合は、禁こ以上の刑に処せられ（執行猶予の言渡を受けなかったとき）、又は禁こ以上の刑の執行猶予の言渡が取り消された日を記載してください。
 - (2)支給停止終了の場合は、禁こ以上の刑の執行が終わり、又は執行を受けることがなくなった日を記載してください。
- 5 【停止又は停止終了の事由】できるだけ具体的に記載してください。
*次の書類を添付してください。
 - ①支給停止事由該当届には判決の抄本又は同事由に該当したことを認めることができる書類
 - ②支給停止終了事由該当届には同事由に該当したことを認めることができる書類
- 6 届出者の欄について
 - 【郵便番号】【電話】【住所】【氏名】正確に記載してください。氏名にフリガナを必ずつけてください。
 - 【生年月日】「明大昭平」は、該当するところを選択してください。
 - 【受給者との身分関係】正確に記載してください。

右の死亡者、配偶者の死亡、子の死亡（出生後）、生じた父（母）を含む死亡者の死亡したときを含む。									死亡した者			
祖母	祖父	母	父	子				配偶者	死亡者との続柄	除籍時の本籍地	身分	
					(長女)	(次男)	(長男)					
									氏名及び (A)日び		氏名 生年月日	死亡年月日の
									死亡している 場合は死亡の 年月日(B)			
									現に生存している場合は、公務扶助料を受ける権利又は資格を有しない理由(かつて当該権利又は資格を有していた者について、その権利又は資格を失った事由及びその年月日)(C)			

申立人
氏住
名所

- 60 -

《記入例》

現に他に同一の事由による公務扶助料を受ける権利を有する者がいないことに関する申立書

右の配偶者、子の死亡後出生した者を含む。母、祖父母（右死亡者の死亡の當時に死亡していた者を含む。）										死亡した者		
祖母	祖父	母	父	子			配偶者	死亡者との続柄	除籍時の本籍地	身分		
					(長女)	(次男)					(長男)	
		厚生30・1・2	厚生25・6・7		昭16・7・8	昭14・5・6	昭12・1・2	大5・6・7	氏名 年月日 (A)	東京都千代田区霞が関12番地3	陸軍軍人	
		昭55・7・8	昭50・5・6					平15・6・7	死亡している場合は、死亡の年月日 (B)		氏名 生年月日	厚生太郎
					年齢到達	年齢到達	年齢到達		現に生存している場合は、公務扶助料を受ける権利又は資格を有しない理由(かつて当該権利又は資格を失った事由及びその年月日) (C)		死亡の年月日	昭20・5・1

右のとおり申し立てます。

令和 年 月 日

↑市区町村役場へ提出する日を記入してください。

東京千代田区霞が関1-2-3

氏名 厚生花子

備考 一、本申立書は、死亡した者の配偶者、子、父母、祖父母の全員につき記載すること。（死亡した者が養子である場合は、

父母は養、実、祖父母は、養実親の父母をそれぞれすべて記載すること。）

二、死亡した者に配偶者、子が無なかった場合は、それぞれ「(A)」欄に「なし」と記載すること。

(表面)

所在不明者所在判明届

—11—11— —		審査データ番号			
遺族年金証書(遺族給与金証書)の記号番号					
死亡した者	(フリガナ)				
	氏 名				
届出者	(フリガナ)				
	氏 名				
	続 柄	性 別	生 年 月 日	※	
		男 女			
	(フリガナ)				
住 所	(〒 —) (電話 — —)				

(注意) 裏面も記載して下さい。

(裏面)

所在 が 判 明 し た 者	(フリガナ)			続 柄	
	氏 名				
	(フリガナ)				
	従前の住所				
	所 在 判 明 年 月 日				
所 在 判 明 の 内 容					
届 出 者 の 同 順 位 者	(フリガナ) 氏 名	死亡した者 との 続 柄	住 所	遺族年金証書(遺族給 与金証書)の記号番号	

上記のとおり、届け出ます。

令和 年 月 日

フリ ガナ
氏 名 _____

厚生労働大臣 殿

所在不明者所在判明届 記載要領

- 1 〔遺族年金証書（遺族給与金証書）の記号番号〕について
証書を見て正確に記載して下さい。
- 2 〔死亡した者〕について
「氏名」
戸籍を見て正確に記載して下さい。「フリガナ」は必ずつけて下さい。
- 3 〔届出者〕について
「住所」
届出者に額改定通知書等を郵送しますので、正確に記載して下さい。郵便番号、
電話番号も必ず記載して下さい。
- 4 〔所在が判明した者〕について
 - (1)「続柄」
死亡した者との続柄を記載して下さい。
 - (2)「所在判明の内容」
できるだけ具体的に記載して下さい。
- 5 〔届出者の同順位者〕について
「遺族年金証書（遺族給与金証書）の記号番号」
証書を見て正確に記載して下さい。

— 0 1 — 1 1 —			審査データ番号		
死 亡 し た 者	(フリガナ)				
	氏 名				
	性 別	生 年 月 日		死 亡 年 月 日	
	男 女				
	身 分	陸 海 の 別		遺族年金等の給付の有無	
		陸 軍 海 軍		有 無	
	(フリガナ)				
	除籍時の本籍 傷病発生当時の 勤務先				
遺 族 (一)	(フリガナ)			被選定人であるかないかの別	
	氏 名			被選定人である 被選定人でない	
	続 柄	性 別	生年月日	※	
		男 女			
	(フリガナ)				
	住 所	(〒 —) (電話 — —)			
	遺 族 一 時 金 の 受 領 者				
	本人 相続人 親権者等 成年後見人等 継続代理人				

- 65 -

(裏面)

遺族 (二)	(フリガナ)				
	氏 名				
	続 柄	性 別	生年月日		※
		男 女			
	(フリガナ)				
	住 所	(〒 —) (電話 — —)			
	遺 族 一 時 金 受 領 者				
	本人 相続人 親権者等 成年後見人等 継続代理人				
相 続 人	(フリガナ)				
	氏 名				
	性 別	生年月日	被相続人氏名		被相続人との続柄
	男 女				
	(フリガナ)				
	住 所	(〒 —) (電話 — —)			
備 考				予 備 番 号	

上記により、「戦傷病者戦没者遺族等援護法」による 遺族一時金を請求します。

令和 年 月 日

フリガナ
氏 名

厚生労働大臣 殿

遺族一時金請求書 記載要領

1 「死亡した者」について

- (1) 「氏名」
戸籍を見て正確に記載して下さい。「フリガナ」は必ずつけて下さい。
- (2) 「身分」
軍人、軍属、準軍属の別を記載して下さい。更に具体的に記載できるときは、「軍属（満鉄軍属）」のように記載して下さい。
- (3) 「陸海の別」
死亡した者が受傷り病した当時所属していたものの陸軍又は海軍のいずれか該当する方を○で囲んで下さい。準軍属であつた場合は記載する必要がありません。
- (4) 「他法給付の有無」
イ 死亡した者の死亡に関し、他の法令による遺族年金等相当の給付の受給権者が有るかどうか該当する方を○で囲んで下さい。
ロ 「有」に○をつけた方は必ず「遺族年金等の給付に関する届」をこの請求書に添付して下さい。
- (5) 「除籍時の本籍、傷病発生当時の勤務先」
次の区分に従い、該当する方を○で囲んだ上記載して下さい。
イ 軍人、軍属及び準軍属のうち戦闘参加者、満洲における動員学徒、満洲開拓青年義勇隊員、特別未帰還者、内地勤務の陸海軍雇よう人又は防空監視隊員等の場合は、除籍されたときの本籍地。
ロ 準軍属のうち徴用工、内地における動員学徒、国民勤労報国隊員又は国民義勇隊員である場合は、戦没者の死亡の原因となつた負傷又は疾病の生じた当時その者が配置され、又は出動していた工場、事業場等の名称及び所在地。

2 「遺族（一）」について

- (1) 被選定人請求の場合は、この欄を被選定人に用いて下さい。
- (2) 「被選定人であるかないかの別」
該当する方を○で囲んで下さい。
- (3) 「住所」
請求者に裁定通知書等を郵送しますので、正確に記載して下さい。郵便番号、電話番号も必ず記載して下さい。
- (4) 「遺族一時金の受領者」
該当する項目を○で囲んで下さい。

相 続 人	請求者が戦傷病者戦没者遺族等援護法第33条の規定に基づく相続人である場合
親 権 者 等	受給者が未成年者であつて、未成年者のために親権を行う方、又は未成年後見人が代わって受領するとき
成年後見人等	受給者が成年被後見人、被保佐人、被補助人又は任意後見契約における本人であつて、これらの者の代わりにそれぞれ成年後見人、保佐人、補助人又は任意後見契約における任意後見人が代わって受領するとき
継 続 代 理 人	受給者が外国に居住していて、日本国内に居住している代理人による受領を希望するとき

「相続人」の項目に○をつけた場合は「相続人」の欄にも所要事項を記載して下さい。

「成年後見人等」又は「継続代理人」の項目に○をつけた場合は、この請求書に添付する「住所変更届・受領代理人に関する届」に必ず所要事項を記載して下さい。

3 「遺族（二）」について

2の(3)、(4)に準じて下さい。

4 「相続人」について

請求者が昭和52年法律第45号による改正前の戦傷病者戦没者遺族等援護法第39条の7の規定に基づく相続人である場合に記載して下さい。記載要領は「遺族」に準じます。

この場合において、「遺族」記載欄の「生年月日」の横の※の欄に「死亡年月日」

と項目名を記載の上、遺族の死亡年月日を記載して下さい。

また、死亡した受給権者と請求者との身分関係を明らかにすることができる戸籍抄本又は市区町村長の証明書を必ず添付して下さい。

遺族年金等の給付に関する届

(フリガナ)		
遺族年金等相当の 給付の受給者の 氏名		
遺族年金等 給付の種別	1 遺族年金 2 遺族給与金 3 恩給(扶助料等) 4 旧令共済組合殉職年金 5 郵政省共済組合殉職年金 6 日本鉄道共済組合殉職年金 7 日本電信電話共済組合殉職年金 8 船員保険遺族年金 9 その他	
裁定年月日		
証書の記号番号		

上記のとおり、届け出ます。

令和 年 月 日

フリガナ

氏名

厚生労働大臣 殿

遺族年金等の給付に関する届 記載要領

- 1 「遺族年金等の給付の種別」について
該当する項目の番号を○で囲んで下さい。
項目 1 から 6 に該当しない場合は、「その他（ ）」に、現在受給中の年金を
全て記載して下さい。
- 2 「裁定年月日」、「証書の記号番号」について
既に裁定を受けている場合には、証書を見るなどして正確に記載して下さい。

請 求 者 選 定 届
受 給 者

フリガナ

氏名 _____

上記の者を遺族一時金の請求受給について、下記の者全員の被選定人に選定したことを
届け出ます。

令和 年 月 日

住所

フリガナ

氏名 _____

住所

フリガナ

氏名 _____

厚 生 労 働 大 臣 殿

請求者・受給者選定届 記載要領

- 1 「氏名」の欄（標題の下）には、被選定人の氏名を記載して下さい。
- 2 「住所、氏名」の欄（年月日の下）には、被選定人により遺族一時金の請求及び支給の請求を行おうとする者全員（被選定人自身を含みます。）の住所、氏名を記載して下さい。

(表面)

遺族一時金順位変更申請書

死亡した者	(フリガナ)					
	氏 名					
申請者	(フリガナ)					
	氏 名					
	続 柄	性 別	生 年 月 日	※		
		男 女				
	(フリガナ)					
	住 所	(〒 —) (電話 — —)				
生死不明者	(フリガナ)					
	氏 名					
				続柄		
	(フリガナ)					
	従前の住所	(〒 —) (電話 — —)				
	生死不明の理由 及びその期間					

(注意) 裏面も記載して下さい。

(裏面)

申請者の 同順位者	(フリガナ) 氏 名	死亡した者 との続柄	住 所

上記のとおり、「戦傷病者戦没者遺族等援護法」の規定に基づき、申請者及びその同順位者を遺族一時金を受けるべき者とみなすよう申請します。

令和 年 月 日

フリガナ
氏 名 _____

厚生労働大臣 殿

遺族一時金順位変更申請書 記載要領

- 1 「死亡した者」について
「氏名」
戸籍を見て正確に記載して下さい。「フリガナ」は必ずつけて下さい。
- 2 「申請者」について
「住所」
正確に記載して下さい。郵便番号、電話番号も必ず記載して下さい。
- 3 「生死不明者」について
 - (1)「続柄」
死亡した者との続柄を記載して下さい。
 - (2)「生死不明の理由及びその期間」
できるだけ具体的に記載して下さい。

□ 氏 名 等 変 更 届
□ 証 書 等 再 交 付 申 請 書

証 書 記 号 番 号	給 〇 ア 〇 イ 第 号 〇 ウ
受 給 者 氏 名	

(現に証書に記載されている氏名を記載してください。)

◎ 氏名又は生年月日を変更した場合は次の欄に記載してください。

氏 名 等 を 変 更 し た 理 由	
変 更 後 の 氏 名	
変 更 後 の 生 年 月 日	〇明治 〇大正 〇昭和 〇平成 〇令和 年 月 日

上記のとおり届け出ます。

◎ 証書等の再交付を申請する場合は、次の欄に記載してください。

再 交 付 を 希 望 す る 証 書 等 の 種 類	
亡 失 又 は 損 傷 の 状 況	

(氏名又は生年月日を変更したことにより証書の再交付を申請するときは記載する必要がありません。)

上記のとおり申請します。

令和 年 月 日

フリガナ			
氏 名			
郵便番号	—	電 話	— —
住 所			
受給者との 身分関係		生 年 月 日	〇 明治 〇 大正 〇 昭和 〇 平成 年 月 日生 〇 令和

援 護 年 金 振 込 先 口 座 申 出 書

区 分		新規請求・振込先変更 (いずれか一方を○で囲んでください。)			証書記号番号 (新規請求の場合は記入不要)	アイウ	第	号	
受給者(請求者)氏名		(フリガナ)							
現 住 所		郵便番号 ー 都 道 府 県							
		連絡先電話番号 (ー)							
口座名義人氏名 (受給者(請求者)と同一人)		(フリガナ)							
[振込先金融機関にお届けの フリガナを記入してください。]									
振 込 先		ゆうちょ銀行		通帳記号		通帳番号(右詰で記入してください。)		※ ゆうちょ銀行 (又は郵便局)の証明 印	
いづれかを選んでご記入ください		※ 金融機関 コード		※ 店 舗 コード		銀行 金庫 信組		預金通帳の口座番号 (右詰で記入してください)	
金 融 機 関		都 道 府 県 名		都 道 府 県 名		信 連 農 協 漁 協		※ 金 融 機 関 の 証 明 印	

1. 必ず受給者(請求者)本人の口座番号を記入してください。ただし、貯蓄口座への振込はできません。
2. ※印の欄は、ゆうちょ銀行、郵便局又は金融機関で記入及び証明を受けてください。
3. 裏面の「記入上の注意事項」をお読みの上、ご記入願います。

金融機関の方へ
口座名義人氏名、金融機関名、支店名、預金種目、口座番号を
確認のうえ、金融機関コード、店舗コードを記入し証明欄に
押印願います。

上記のとおり申し出ます。
厚生労働大臣 殿

令和 年 月 日

記入上の注意事項

1 初めて援護年金を請求される方

この申出書は、援護年金の請求書に添付していただくものです。

(1) 区分欄の「新規請求」を○で囲んでください。

(証書記号番号の欄は、記入する必要はありません)

(2) 受給者（請求者）氏名（フリガナ）、生年月日、現住所、連絡先電話番号、申出の年月日を必ず記入してください。

(3) 振込先金融機関

「ゆうちょ銀行」又は「金融機関」のいずれか一つを選び、その通帳番号又は口座番号等を記入し、振込先金融機関等の窓口で証明印を受けてください。

（「※金融機関コード」、「※店舗コード」については窓口で証明印を受ける際、記入してもらってください。証明印を受けることが困難な場合は、貯金（預金）通帳写し（通帳名義及び貯金通帳記号番号又は口座名義及び口座番号が記載されている面）の添付に代えても差し支えありません。）

2 年金の振込先の変更を希望される方

(1) 区分欄の「振込先変更」を○で囲んでください。

(2) 証書記号番号、受給者（請求者）氏名、口座名義人氏名（フリガナ）、生年月日、現住所、連絡先電話番号、申出の年月日を必ず記入してください。

(3) 振込先金融機関

上記の1の(3)と同様

変更手続の事務処理に時間を要するため、変更届が支払に反映される目安は次のとおりです。

定期払日	変 更 届 の 締 切 （ 目 安 ）
4月6日払	2月下旬までに厚生労働省で受け付けたもの
7月6日払	5月下旬までに厚生労働省で受け付けたもの
10月6日払	8月下旬までに厚生労働省で受け付けたもの
12月6日払	10月下旬までに厚生労働省で受け付けたもの

念のため変更前の口座を解約される場合は、変更後の口座に入金されたことを確認された後に行ってください。

(注意事項)

記入事項に不備があると手続に時間がかかる原因になります。また、振込ができなくなる場合もありますので、ご注意ください。

【連絡先】 厚生労働省社会・援護局
障害年金は
遺族年金・遺族給与金は

☎03-5253-1111
内線
内線

現金払申出書

(フリガナ)	
支払を受けるゆうちょ銀行 の店舗又は郵便局の名称	ゆうちょ銀行 店 郵便局
(フリガナ)	
上記の所在地	

上記のとおり、申し出ます。

令和 年 月 日

フリガナ
氏 名

厚生労働大臣 殿

現金払申出書 記載要領

1 「支払を受けるゆうちょ銀行の店舗又は郵便局の名称」及び「上記の所在地」

支払を受けるゆうちょ銀行の店舗又は郵便局の名称等には、必ず「フリガナ」を付して下さい。

※ 現金払での援護年金の受領は郵便局でしかできません。

郵便局ではない銀行等の金融機関での受領を希望される場合は、口座振込での支払のみとなります。

2 申出日

記載日等（記載日以降送付日までの間の任意の日）を記入してください。

3 氏名（表面中央部）について

正確に記載してください。フリガナを必ずつけてください。

4 添付書類

援護年金受給者の支払方法に関する届であることが確認できる書類（例：受領代理人に関する届又は遺族年金証書の写しなど）と一緒に提出してください。

外国送金申出書

外国銀行名	ローマ字	
	カタカナ	
支店名 ※1	ローマ字	
	カタカナ	
SWIFTコード（BICコード） ※2		
支店の所在地	ローマ字	
	カタカナ	
口座番号		
口座名義人の氏名	ローマ字	

上記のとおり申し出ます。

_____年_____月_____日

証書記号番号	給 アイ ウ	第 号
受給者氏名	漢字	
	ローマ字	

※1 本店の場合は「本店」と記載してください。

※2 SWIFTコード（BICコード）は8桁または11桁です。
振込先銀行窓口等で確認し、必ず記載してください（裏面参照）。

厚生労働大臣 殿

（社会・援護局）

記 載 要 領

- 1 戦傷病者、遺族またはこれらの相続人の方で、外国に居住しており、外国の銀行の口座（本人名義に限ります。）への送金を希望される場合や、送金先口座を変更される場合、必要事項を読みやすい字で全て正確に記載し、提出してください。
カタカナ及び漢字（受給者氏名）の欄は日本語で記載してください。
ローマ字の記載欄はアルファベットの大文字で記載し、基本26文字（A～Z）以外の特殊な文字では記載しないでください。

※ 外国銀行名、支店名、支店の所在地、口座番号及び口座名義等を確認できる、銀行が発行した書類の写しを、出来る限り添付して一緒に提出してください。

- 2 「支店名」について
送金先となる銀行の店舗が本店で、支店名に該当するものがない場合、支店名の欄は記載しないでください（銀行名を外国銀行名の欄にのみ記載してください）。
ただし、本店であっても、銀行名とは別に、店舗名称として本店であることを示すものが付されている場合（例：MAIN BRANCH）、当該名称を支店名の欄に記載してください。

- 3 「支店の所在地」について
都市名、州名及び国名を含め、住所の全てを正確に記載してください。
州名は2文字程度の省略した記載でもかまいません。
本店の場合は本店の住所を記載してください。

- 4 「口座名義人の氏名」について
金融機関に登録した口座名義を正確に記載してください。
姓と名の順序やミドルネームの有無等にご注意ください。

- 5 「口座番号」について
数字以外に文字や記号（「-（ハイフン）」や「.（ピリオド）」等）があればそれらも含め、スペース（空白）があればそれも判別できるように、口座番号の全てを正確かつ明確に記載してください。

※ 送金先の銀行の所在地がヨーロッパの場合、口座番号の欄には、口座番号を含むIBANコード（最大34桁のアルファベット及び数字）を全て記載してください。IBANコードについては銀行窓口等で確認してください。
ヨーロッパ以外の国・地域（例：南北アメリカ）の場合、口座番号のみを記載してください。

- 6 「SWIFTコード（BICコード）」について
送金先となる外国の銀行窓口等で確認し、正確に記載してください。
なお、SWIFTコードとは、11桁または8桁（支店コードがない場合）のアルファベットまたは数字で、次の構成となっております。

○○○○ | ○○ | ○○ | (○○○)
① ② ③ ④

① 4文字 金融機関コード
② 2文字 国コード（国名略号）
③ 2文字 地域コード
④ 3文字 支店コード（任意付与）

※ SWIFTコードの正確な記載がないと送金できない場合がございます。

※ アメリカ合衆国の金融機関で、SWIFTコードを有しておらず、ABAコード（9桁の数字）のみ有している場合は、ABAコードを記載してください。

◎ 外国居住者が住所を変更し、又は新たに外国居住者となった場合は、次の欄に記載してください。

◎ 受領代理人を設定、変更又は廃止した場合は次の欄に記載してください。

上記のとおり届け出ます。

フリガナ					
氏 名					
郵便番号	—	電話番号	—		
住 所					
受給者との 身分関係		生年月日	○明治 ○平成	○大正 ○令和	○昭和
				年	月 日生

記 載 要 領

1. 【**標題**】どちらかを選択してください。（複数選択可）
2. 【**証書記号番号**】援護年金の証書を見て正確に記載してください。記号「アイウ」については、該当するところを選択してください。
3. 【**受給者氏名**】正確に記載してください。
4. 外国居住者が住所を変更し、又は新たに外国居住者となった場合は、
 【**住所**】「ローマ字又は漢字表記」及び「カタカナ表記」を正確に記載してください。
5. 受領代理人を設定、変更又は廃止した場合
 【**届出内容**】「設定、変更、廃止」の該当するところを選択してください。
 【**受領代理人を設定、変更又は廃止した年月日**】正確に記載してください。
 【**受領代理人を設定、変更又は廃止した理由**】受領代理人を設定、変更又は廃止した場合は、その理由を記載してください。
 【**受領代理人の区分**】該当するものを選択してください。
 親 権 者 受給者が未成年者
 成年後見人 受給者が成年被後見人
 代理人等 受給者が外国居住の場合の国内居住の受領代理人等
 【**受領代理人の氏名**】【**受領代理人の住所**】正確に記載してください。
 *受領代理人のうち、親権者、成年後見人、未成年後見人、保佐人、補助人又は任意後見人を設定した場合は、次のいずれかの書類を提出してください。
 *外国居住者の受領代理人を設定又は変更した場合は、「現金払申出書」を添付してください。
 *受領代理人を廃止した場合は、次の申立書を添付してください。
 ①「口座振込」を希望した場合は、「援護年金振込先口座申出書」
 ②「外国送金」を希望した場合は、「外国送金申出書」
6. 届出者の欄について
 【**郵便番号**】【**電話**】【**住所**】【**氏名**】正確に記載してください。氏名にフリガナを必ずつけてください。
 【**生年月日**】「明大昭平令」は、該当するところを選択してください。
 【**受給者との身分関係**】正確に記載してください。
 *届出者の氏名を自署により記載する場合は、押印の必要はありません。

(表面)

障害年金証書		第	号
受給者	年 月 日生		
障害程度	年 月		
支給開始	年 月 日		
上記のとおり戦傷病者戦没者遺族等援護法 によって障害年金を支給します。			
厚生労働大臣			

(裏面)

(注意事項)	
1	この証書は援護年金(障害年金、遺族年金及び遺族給与金)を受ける権利を示すものです。
2	受給者が援護年金を受ける権利を失ったときは、この証書を厚生労働大臣へ返還してください。
3	受給者が氏名を変更したときは、この証書と戸籍抄本を添えて厚生労働大臣へ届けてください。
4	この証書をなくしたり、破損したりしたときは、その理由を書き厚生労働大臣へ証書の再交付を申し出てください。 また、証書の再交付を受けた後、前の証書を発見したときは、厚生労働大臣へ返還してください。
5	援護年金を受ける権利は、これを譲渡したり又は借金の担保に供することではできません。ただし、株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫に担保に供するときは、この限りではありません。

備考 1 この証書の用紙寸法は、たて9.7cm、よこ6.9cmである。
2 期限つきの障害年金には「支給終了年月」を「支給開始年月」の次に記載すること。

(表面)

遺族年金証書		第	号
受給者	年 月 日生		
死亡者	年 月		
支給開始	年 月		
上記のとおり戦傷病者戦没者遺族等援護法 によって遺族年金を支給します。			
年 月 日	厚生労働大臣		

(裏面)

(注意事項)

- 1 この証書は援護年金(障害年金、遺族年金及び遺族給与金)を受ける権利を示すものです。
- 2 受給者が援護年金を受ける権利を失ったときは、この証書を厚生労働大臣へ返還してください。
- 3 受給者が氏名を変更したときは、この証書と戸籍抄本を添えて厚生労働大臣へ届けてください。
- 4 この証書をなくしたり、破損したりしたときは、その理由を書き厚生労働大臣へ証書の再交付を申し出てください。
また、証書の再交付を受けた後、前の証書を発見したときは、厚生労働大臣へ返還してください。
- 5 援護年金を受ける権利は、これを譲渡したり又は借金の担保に供することはできません。ただし、株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫に担保に供するときは、この限りではありません。

備考

この証書の用紙寸法は、たて9.7cm、よこ6.9cmである。

(表面)

遺族給与金証書		第	号
受給者	年 月 日生		
死亡者	年 月		
支給開始	年 月		
上記のとおり戦傷病者戦没者遺族等援護法 によって遺族給与金を支給します。			
年 月 日	厚生労働大臣		

(裏面)

(注意事項)

- 1 この証書は援護年金(障害年金、遺族年金及び遺族給与金)を受ける権利を示すものです。
- 2 受給者が援護年金を受ける権利を失ったときは、この証書を厚生労働大臣へ返還してください。
- 3 受給者が氏名を変更したときは、この証書と戸籍抄本を添えて厚生労働大臣へ届けてください。
- 4 この証書をなくしたり、破損したりしたときは、その理由を書き厚生労働大臣へ証書の再交付を申し出てください。
また、証書の再交付を受けた後、前の証書を発見したときは、厚生労働大臣へ返還してください。
- 5 援護年金を受ける権利は、これを譲渡したり又は借金の担保に供することはできません。ただし、株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫に担保に供するときは、この限りではありません。

備考

この証書の用紙寸法は、たて9.7cm、よこ6.9cmである。

裁定通知書

第 号

厚生労働大臣

年 月 日

根拠

戦傷病者戦没者遺族等援護法

給付種別

障害年金

証書記号番号

第 号

障害の程度

受給者

年 月 日生

支給年月

基本年額 (円)

被扶養者数 (人)

調整年額 (円)

支給年額 (円)

備考

支給終了年月

年 月

支給終了事由

毎期支給額

支払予定年月日

支給額 (円)

調整額 (円)

差引支払額 (円)

注意

この処分に不服があるときは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して1年以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます。
この処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣）提起することができます。
処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。

備考

1 この通知書の用紙寸法は、A列4番とすること。
2 留意事項は、上記内容のほか、必要な事項を記述することができます。
3 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

送付状

- 1 備考欄について
備考欄記載の数字は、次のとおり年額改定の事由を示しています。
1 権利の発生若しくは支給の継続又は障害の増悪若しくは軽快
2 扶養親族数の増加又は減少
3 先順位者の数の増加又は減少
4 恩給受給者の失権
5 所在不明又は所在判明
6 先順位者の所在不明又は所在判明
7 先順位者の支給停止又は支給停止終了
8 他の遺族年金若しくは遺族給与金との調整の開始又は終了
9 他の法令による給付との調整の開始、終了又は調整額の変更
10 その他
2 支払について
口座振込の受給者の方は、支払予定年月日以降に指定された口座に振り込まれます。
現金払いの受給者の方は、支払予定年月日の前に送付される援護年金送金通知書の注意事項欄をよくお読み下さい。
外国送金の受給者の方は、指定の預金口座に送金されます。

詳細は厚生労働省へ問い合わせてください。
厚生労働省代表電話 03-5253-1111

様

〒100-8916
東京都千代田区霞が関1-2-2
厚生労働省社会・援護局
代表電話 03-5253-1111

第 号

裁定通知書

厚生労働大臣

年 月 日

下記のとおり裁定したので通知します。

根拠法	戦傷病者戦没者遺族等援護法			
給付種別	障害一時金			
障害の程度				
請求者	年 月 日 生			
障害一時金額	支払予定年月日	支給額(円)	調整額(円)	差引支払額(円)
備考				

注意

この処分に不服があるときは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して1年以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます。
この処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣）提起することができます。
処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。

備考

1 この通知書の用紙寸法は、A列4番とすること。
2 留意事項は、上記内容のほか、必要な事項を記述することができる。
3 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

送付状

1 支払について
口座振込の受給者の方は、支払予定年月日以降に指定された口座に振り込まれます。
現金払いの受給者の方は、支払予定年月日の前に送付される援護年金送金通知書の留意事項欄をよくお読み下さい。
外国送金の受給者の方は、指定の預金口座に送金されます。

〒 -

様

〒100-8916
東京都千代田区霞が関1-2-2
厚生労働省社会・援護局
代表電話 03-5253-1111

詳細は厚生労働省へ問い合わせください。
厚生労働省代表電話 03-5253-1111

裁定通知書

第 号

厚生労働大臣

根 拠 法

職傷病者戦没者遺族等援護法

給 付 種 別

遺族年金

証書記号番号

第 号

死 亡 者

受 給 者

支給年月

基本年額
(円)

調整年額
(円)

支給年額
(円)

備考

支給終了年月

年 月

支給終了事由

毎期支給額

支払予定年月日

支給額(円)

調整額(円)

差引支払額(円)

注 意

この処分に不服があるときは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して1年以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます。
この処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣）提起することができます。
処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。

備考

1 この通知書の用紙寸法は、A列4番とすること。
2 留意事項は、上記内容のほか、必要な事項を記述することができる。
3 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

留意事項

1 備考欄について
備考欄記載の数字は、次のとおり年額改定の事由を示しています。
1 権利の発生若しくは支給の継続又は障害の増悪若しくは軽快
2 扶養親族数の増加又は減少
3 先順位者の数の増加又は減少
4 恩給受給者の失権
5 所在不明又は所在判明
6 先順位者の所在不明又は所在判明
7 先順位者の支給停止又は支給停止終了
8 他の遺族年金若しくは遺族給与金との調整の開始又は終了
9 他の法令による給付との調整の開始、終了又は調整額の変更
10 その他
2 支払について
口座振込の受給者の方は、支払予定年月日以降に指定された口座に振り込まれます。
現金払いの受給者の方は、支払予定年月日の前に送付される援護年金送金通知書の注意事項欄をよくお読み下さい。
外国送金の受給者の方は、指定の預金口座に送金されます。

千100-8916
東京都千代田区霞が関1-2-2
厚生労働省社会・援護局
代表電話 03-5253-1111

詳細は厚生労働省へ問い合わせてください。
厚生労働省代表電話 03-5253-1111

送付状

裁定通知書

第 号

厚生労働大臣

年 月 日

根拠

職傷病者戦没者遺族等援護法

給付種別

遺族給与金

証書記号番号

第 号

死亡者

受給者

年 月 日生

支給年月

基本年額 (円)

調整年額 (円)

支給年額 (円)

備考

支給終了年月

年 月

支給終了事由

毎期支給額

支払予定年月日

支給額(円)

調整額(円)

差引支払額(円)

留意事項

1 備考欄について
備考欄記載の数字は、次のとおり年額改定の事由を示しています。
1 権利の発生若しくは支給の継続又は障害の増悪若しくは軽快
2 扶養親族数の増加又は減少
3 先順位者の数の増加又は減少
4 恩給受給者の失権
5 所在不明又は所在判明
6 先順位者の所在不明又は所在判明
7 先順位者の支給停止又は支給停止終了
8 他の遺族年金若しくは遺族給与金との調整の開始又は終了
9 他の法令による給付との調整の開始、終了又は調整額の変更
10 その他
2 支払について
口座振込の受給者の方は、支払予定年月日以降に指定された口座に振り込まれます。
現金払いの受給者の方は、支払予定年月日の前に送付される援護年金送金通知書の注意事項欄をよくお読み下さい。
外国送金の受給者の方は、指定の預金口座に送金されます。

100-8916
東京都千代田区霞が関1-2-2
厚生労働省社会・援護局
代表電話 03-5253-1111

送付状

詳細は厚生労働省へ問い合わせてください。
厚生労働省代表電話 03-5253-1111

備考 1 この通知書の用紙寸法は、A列4番とすること。
2 留意事項は、上記内容のほか、必要な事項を記述することができる。
3 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

第 号

裁定通知書

厚生労働大臣

年 月 日

下記のとおり裁定したので通知します。

根拠法	戦傷病者戦没者遺族等援護法				
給付種別	遺族一時金				
死亡者					
請求者	年 月 日 生				
遺族一時金額	支払予定年月日	支給額(円)	調整額(円)	差引支払額(円)	
備考					

注意

この処分に不服があるときは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して1年以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます。
この処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣）提起することができます。
処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。

備考

1 この通知書の用紙寸法は、A列4番とすること。
2 留意事項は、上記内容のほか、必要な事項を記述することができる。
3 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他の所要の調整を加えることができる。

送付状

1 支払について
口座振込の受給者の方は、支払予定年月日以降に指定された口座に振り込まれます。
現金払いの受給者の方は、支払予定年月日の前に送付される援護年金送金通知書の注意事項をよくお読み下さい。
外国送金の受給者の方は、指定の預金口座に送金されます。

〒 -

様

〒100-8916
東京都千代田区霞が関1-2-2
厚生労働省社会・援護局
代表電話 03-5253-1111

第 号

裁定通知書

厚生労働大臣

年 月 日

様

〒100-8916
東京都千代田区霞が関1-2-2
厚生労働省社会・援護局
代表電話 03-5253-1111

〒 送付状

根拠法	戦傷病者戦没者遺族等援護法
給付種別	弔慰金
死亡者	
券面種類	円券(号)
請求者	年 月 日生
住所	
備考	国債受領希望取扱店 元利金支払場所

注意

この処分に不服があるときは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して1年以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます。
この処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣）提起することができます。
処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。

備考

1 この通知書の用紙寸法は、A列4番とすること。
2 留意事項は、上記内容のほか、必要な事項を記述することができます。
3 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

詳細は厚生労働省へ問い合わせてください。
厚生労働省代表電話 03-5253-1111

額改定通知書

第 号

厚生労働大臣

根拠法

戦傷病者戦没者遺族等援護法

給付種別	障害年金	証書記号番号	第 号
障害の程度			
受給者	年 月 日 生		
支給年月	基本年額 (円)	被扶養者 数(人)	調整年額 (円)
			支給年額 (円)
支給終了年月	年 月	支給終了事由	
毎期支給額	支払予定年月日	支給額(円)	調整額(円)
			差引支払額(円)

注意

この処分に不服があるときは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して1年以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます。
この処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣）提起することができます。
処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

備考

1 この通知書の用紙寸法は、A列4番とすること。
2 留意事項は、上記内容のほか、必要な事項を記述することができます。
3 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

留意事項

備考欄について
備考欄記載の数字は、次のとおり年額改定の事由を示しています。
1 権利の発生若しくは支給の継続又は障害の増悪若しくは軽快
2 扶養親族数の増加又は減少
3 先順位者の数の増加又は減少
4 恩給受給者の失権
5 所在不明又は所在判明
6 先順位者の所在不明又は所在判明
7 先順位者の支給停止又は支給停止終了
8 他の遺族年金若しくは遺族給与金との調整の開始又は終了
9 他の法令による給付との調整の開始、終了又は調整額の変更
10 その他

2 支払について
口座振込の受給者の方は、支払予定年月日以降に指定された口座に振り込まれます。
現金払いの受給者の方は、別に送付される援護年金送金通知書の注意事項欄をよくお読み下さい。
外国送金の受給者の方は、指定の預金口座に送金されます。

詳細は厚生労働省へ問い合わせください。
厚生労働省代表電話 03-5253-1111

〒 100-8916
東京都千代田区霞が関1-2-2
厚生労働省社会・援護局
代表電話 03-5253-1111

様

送付状

額改定通知書

第 号

厚生労働大臣

年 月 日

下記のとおり改定したので通知します。

根拠法	戦傷病者戦没者遺族等援護法			
給付種別	遺族年金	証書記号番号	第 号	
死亡者				
受給者	年 月 日生			
支給年月	基本年額 (円)	調整年額 (円)	支給年額 (円)	備考
支給終了年月	年 月	支給終了事由		
毎期支給額	支払予定年月日	支給額(円)	調整額(円)	差引支払額(円)

注意

この処分に不服があるときは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して1年以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます。
この処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣）提起することができます。
処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

備考

1 この通知書の用紙寸法は、A列4番とすること。
2 留意事項は、上記内容のほか、必要な事項を記述することができます。
3 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

送付状

〒 -

様

〒100-8916
東京都千代田区霞が関1-2-2
厚生労働省社会・援護局
代表電話 03-5253-1111

留意事項

- 1 備考欄について
備考欄記載の数字は、次のとおり年額改定の事由を示しています。
1 権利の発生若しくは支給の継続又は障害の増悪若しくは軽快
2 扶養親族数の増加又は減少
3 先順位者の数の増加又は減少
4 恩給受給者の失権
5 所在不明又は所在判明
6 先順位者の所在不明又は所在判明
7 先順位者の支給停止又は支給停止終了
8 他の遺族年金若しくは遺族給与金との調整の開始又は終了
9 他の法令による給付との調整の開始、終了又は調整額の変更
10 その他
- 2 支払について
口座振込の受給者の方は、支払予定年月日以降に指定された口座に振り込まれます。
現金払いの受給者の方は、別に送付される援護年金送金通知書の注意事項欄をよくお読み下さい。
外国送金の受給者の方は、指定の預金口座に送金されます。

詳細は厚生労働省へ問い合わせください。
厚生労働省代表電話 03-5253-1111

厚生労働大臣

額改定通知書

第 号

年 月 日

下記のとおり改定したので通知します。

根拠法	戦傷病者戦没者遺族等援護法			
給付種別	遺族給与金	証書記号番号	第 号	号
死亡者				
受給者	年 月 日生			
支給年月	基本年額 (円)	調整年額 (円)	支給年額 (円)	備考
支給終了年月	年 月	支給終了事由		
毎期支給額	支払予定年月日	支給額(円)	調整額(円)	差引支払額(円)

注意

この処分に不服があるときは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して1年以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます。
この処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣）提起することができます。
処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

備考

1 この通知書の用紙寸法は、A列4番とすること。
2 留意事項は、上記内容のほか、必要な事項を記述することができます。
3 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

留意事項

1 備考欄について
備考欄記載の数字は、次のとおり年額改定の事由を示しています。
1 権利の発生若しくは支給の継続又は障害の増悪若しくは軽快
2 扶養親族数の増加又は減少
3 先順位者の数の増加又は減少
4 恩給受給者の失権
5 所在不明又は所在判明
6 先順位者の所在不明又は所在判明
7 先順位者の支給停止又は支給停止終了
8 他の遺族年金若しくは遺族給与金との調整の開始又は終了
9 他の法令による給付との調整の開始、終了又は調整額の変更
10 その他
2 支払について
口座振込の受給者の方は、支払予定年月日以降に指定された口座に振り込まれます。
現金払いの受給者の方は、別に送付される援護年金送金通知書の注意事項欄をよくお読み下さい。
外国送金の受給者の方は、指定の預金口座に送金されます。

〒100-8916
東京都千代田区霞が関1-2-2
厚生労働省社会・援護局
代表電話 03-5253-1111

送付状

詳細は厚生労働省へ問い合わせください。
厚生労働省代表電話 03-5253-1111

年 月 日

厚生労働大臣

年額改定通知書

第 号

根拠法

戦傷病者戦没者遺族等援護法

給付種別

証書記号番号

第 号

受給者

年 月 日生

支給年月	基本年額 (円)	調整年額 (円)	支給年額 (円)	備考

毎期支給額

支払予定年月日	支給額(円)	調整額(円)	差引支払額(円)

注意

この処分に不服があるときは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して1年以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます。

この処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣）提起することができます。

処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する最終の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

備考

1 この通知書の用紙寸法は、A列4番とすること。

2 留意事項は、上記内容のほか、必要な事項を記述することができます。

3 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他の所要の調整を加えることができる。

送付状

- 1 基本年額について
障害年金の基本年額には、扶養加給及び特別加給が含まれています。
- 2 支払について
援護年金(障害年金、遺族年金及び遺族給与金)は、毎年4月、7月、10月及び12月に支払います。
口座振込の受給者の方は、支払予定年月日以降に指定された口座に振り込まれます。
現金払いの受給者の方は、支払予定年月日の前に送付される援護年金送金通知書の注意事項欄をよくお読み下さい。
外国送金の受給者の方は、指定の預金口座に送金されます。

〒 -

様

〒100-8916
東京都千代田区霞が関1-2-2
厚生労働省社会・援護局
代表電話 03-5253-1111

詳細は厚生労働省へ問い合わせてください。
厚生労働省代表電話 03-5253-1111

支給通知書

第 号

根 拠 法

戦傷病者戦没者遺族等援護法

給 付 種 別

証書記号番号

第 号

受 給 者

年 月 日 生

支給年月

基本年額 (円)

調整年額 (円)

支給年額 (円)

備考

毎期支給額

支払予定年月日

支給額(円)

調整額(円)

差引支払額(円)

注意

基本年額は改定されていません。

留意事項

1 基本年額について
障害年金の基本年額には、扶養加給及び特別加給が含まれています。

2 支払について
援護年金(障害年金、遺族年金及び遺族給与金)は、毎年4月、7月、10月及び12月に支払います。
口座振込の受給者の方は、支払予定年月日以降に指定された口座に振り込まれます。
現金払いの受給者の方は、支払予定年月日の前に送付される援護年金送金通知書の注意事項欄をよくお読み下さい。
外国送金の受給者の方は、指定の預金口座に送金されます。

詳細は厚生労働省へ問い合わせてください。
厚生労働省代表電話 03-5253-1111

送付状

〒 - 様

〒100-8916
東京都千代田区霞が関1-2-2
厚生労働省社会・援護局
代表電話 03-5253-1111

厚生労働大臣

未支給年金等支給通知書

第 号

年 月 日

下記のとおり決定したので通知します。

根拠法	戦傷病者戦没者遺族等援護法				
記号番号	第 号				
もとの受給者					
請求者	年 月 日生				
支給年月	基本年額 (円)	調整年額 (円)	支給年額 (円)	備考	
失権年月	年 月	失権事由			
未支給金額	支払予定年月日	支給額(円)	調整額(円)	差引支払額(円)	

注意

この処分に不服があるときは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して1年以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます。
この処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣）提起することができます。
処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

備考

1 この通知書の用紙寸法は、A列4番とすること。
2 留意事項は、上記内容のほか、必要な事項を記述することができます。
3 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

留意事項

- 1 支払について
未支給金額は差引支払額欄に記載されます。
口座振込の受給者の方は、支払予定年月日以降に指定された口座に振り込まれます。
外国送金の請求者の方は、指定の預金口座に送金されます。

〒100-8916
東京都千代田区霞が関1-2-2
厚生労働省社会・援護局
代表電話 03-5253-1111

詳細は厚生労働省へ問い合わせください。
厚生労働省代表電話 03-5253-1111

送付状

様

第 号		送付状							
却下通知書		〒 月 日							
厚生労働大臣		様							
下記のとおり却下したので通知します。		〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2 厚生労働省社会・援護局 代表電話 03-5253-1111							
<table><tr><td>根拠 請求の種類 請求年月日</td><td>戦傷病者戦没者遺族等援護法 年 月 日</td></tr><tr><td>請求者</td><td>年 月 日生</td></tr><tr><td>戦傷病者等</td><td></td></tr></table>		根拠 請求の種類 請求年月日	戦傷病者戦没者遺族等援護法 年 月 日	請求者	年 月 日生	戦傷病者等			
根拠 請求の種類 請求年月日	戦傷病者戦没者遺族等援護法 年 月 日								
請求者	年 月 日生								
戦傷病者等									
却下事由									
注意 この処分に不服があるときは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して1年以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます。 この処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣）提起することができます。 処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。		詳細は厚生労働省へ問い合わせください。 厚生労働省代表電話 03-5253-1111							
備考 1 上記「戦傷病者等」は、遺族年金、遺族給与金及び弔慰金請求者の場合には、「死亡者」と記載すること。									
2 この通知書の用紙寸法は、A列4番とすること。									
3 留意事項は、上記内容のほか、必要な事項を記述することができる。									
4 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他の所要の調整を加えることができる。									

却下通知書

第 号

厚 生 労 働 大 臣

年 月 日

下記のとおり却下したので通知します。

根 拠 法 申請の種類 申請年月日	戦傷病者戦没者遺族等援護法 年 月 日
申 請 者	年 月 日生
死 亡 者	
却 下 事 由	

注意 この処分に不服があるときは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して1年以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます。

この処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣）提起することができます。

処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

備考 1 この通知書の用紙寸法は、A列4番とすること。

2 留意事項は、上記内容のほか、必要な事項を記述することができる。

3 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他の所要の調整を加えることができる。

詳細は厚生労働省へ問い合わせてください。
厚生労働省代表電話 03-5253-1111

送付状

〒 -

様

〒100-8916
東京都千代田区霞が関1-2-2
厚生労働省社会・援護局
代表電話 03-5253-1111

支給停止通知書

第 号

年 月 日

厚生労働大臣

下記のとおり決定したので通知します。

根拠 給付種別 証書記号番号	戦傷病者戦没者遺族等援護法 第 号
受給者	年 月 日生
決定内容	年 月 支給停止
決定事由	

支給停止に伴う支給は次により行われます。

支払予定年月日	支給額(円)	調整額(円)	差引支払額(円)	備考

注意

この処分に不服があるときは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して1年以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます。

この処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣）提起することができます。

処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

備考

1 支給にかかる記載欄は、支給額があるときのみ記載すること。

2 この通知書の用紙寸法は、A列4番とすること。

3 留意事項は、上記内容のほか、必要な事項を記述することができる。

4 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他の調整を加えることができる。

詳細は厚生労働省へ問い合わせください。
厚生労働省代表電話 03-5253-1111

送付状

〒 -

様

〒100-8916
東京都千代田区霞が関1-2-2
厚生労働省社会・援護局
代表電話 03-5253-1111

支給停止終了通知書

第 号

年 月 日

厚生労働大臣

下記のとおり決定したので通知します。

根拠 給付種別 証書記号番号	戦傷病者戦没者遺族等援護法 第 号
受給者	年 月 日生
決定内容	年 月 支給停止終了
決定事由	

支給停止終了に伴う支給は次により行われます。

支払予定年月日	支給額(円)	調整額(円)	差引支払額(円)	備考

注意

この処分に不服があるときは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して1年以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます。
この処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣）提起することができます。
処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

備考

1 支給にかかる記載欄は、支給額があるときのみ記載すること。
2 この通知書の用紙寸法は、A列4番とすること。
3 留意事項は、上記内容のほか、必要な事項を記述することができる。
4 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他の所要の調整を加えることができる。

詳細は厚生労働省へ問い合わせてください。
厚生労働省代表電話 03-5253-1111

送付状

〒 -

様

〒100-8916
東京都千代田区霞が関1-2-2
厚生労働省社会・援護局
代表電話 03-5253-1111

失権通知書		第	号
厚生労働大臣			
年 月 日			
下記のとおり決定したので通知します。			
根拠 給付種別 証書記号番号	戦傷病者戦没者遺族等援護法 第 号		
受給者	年 月 日生		
決定内容	年 月 失権		
決定事由			
失権に伴う支給は次により行われます。			
支払予定年月日	支給額(円)	調整額(円)	差引支払額(円) 備考
注意 この処分に不服があるときは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して1年以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます。 この処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣）提起することができます。 処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。			
備考 1 支給にかかる記載欄は、支給額があるときのみ記載すること。 2 この通知書の用紙寸法は、A列4番とすること。 3 留意事項は、上記内容のほか、必要な事項を記述することができる。 4 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することその他所要の調整を加えることができる。			

詳細は厚生労働省へ問い合わせてください。
厚生労働省代表電話 03-5253-1111

送付状

〒 -

様

〒100-8916
東京都千代田区霞が関1-2-2
厚生労働省社会・援護局
代表電話 03-5253-1111

支給差止通知書

第 号

年 月 日

厚生労働大臣

下記のとおり決定したので通知します。

根拠 給付種別 証書記号番号	戦傷病者戦没者遺族等援護法 第 号
受給者	年 月 日生
決定内容	年 月から支給差止
決定事由	

注意

この処分に不服があるときは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して1年以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます。
この処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣）提起することができます。
処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。

備考

1 この通知書の用紙寸法は、A列4番とすること。
2 留意事項は、上記内容のほか、必要な事項を記述することができる。
3 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることができる。

詳細は厚生労働省へ問い合わせください。

電話 03-5253-1111

送付状

〒 -

様

〒100-8916
東京都千代田区霞が関1-2-2
厚生労働省社会・援護局
電話 03-5253-1111

取消通知書

第 号

年 月 日

厚生労働大臣

根拠

戦傷病者戦没者遺族等援護法

取り消す内容

第 号

取り消す内容が表示されている通知書

通知年月日

請求者

年 月 日生

戦傷病者等

取消事由

注意

この処分に不服があるときは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して1年以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます。
この処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣）提起することができます。
処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

備考

1 上記「戦傷病者等」は、遺族年金、遺族給与金及び弔慰金請求者の場合には、「死亡者」と記載すること。
2 この通知書の用紙寸法は、A列4番とすること。
3 留意事項は、上記内容のほか、必要な事項を記述することなく所要の変更を加えることができる。
4 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることができる。

詳細は厚生労働省へ問い合わせください。
厚生労働省電話 03-5253-1111

送付状

〒 -

様

〒100-8916
東京都千代田区霞が関1-2-2
厚生労働省社会・援護局
代表電話 03-5253-1111

年金

00000000000000000000

00000000000000000000

戦傷病者戦没者遺族等援護法
給○第00000000号

〇〇 〇〇

根拠番号
給付者

支払開始日

支給額(円)

調整額(円)

支払額(円)

備考

支払店

〇〇郵便局

領収証

上記の金額を受領しました。
住所 受給者氏名

委任状

委任者

住所 受給者氏名

代理人

氏名

住所

本通知書により支払を受けることを下欄の者に委任しました。

年 月 日

発行人
厚生労働省大臣官房会計課長

発行日

年月日

下のとおり、支援年金が支払われるので通知します。

支援年金送金通知書

年 金

〇〇〇〇—〇〇〇〇〇〇

〇〇 〇〇 様

(注意事項)

1 この通知書の受領後、盗難等のためこの通知書により第三者がその支払を受けたいときは、通常の場合、国は貴殿に対しお支払できないこととなりますので、支払を受けるまでは大切に保管してください。

2 この通知書を亡失したときは、直ちに支払店に支払の停止を請求してください。この場合、その支払がまだなされないときは、支払店を経由して厚生労働省社会・援護局へ届け出てください。

3 受取人は、領収証欄に日付、住所及び氏名を記入して、年金証書及び印鑑証明書、身分証明書等正当な受取人又はその代理人であることを証する書面を持参するようにしてください。

4 「発行日」から1年を過ぎますと支払店では支払を受けられませんので、その場合には、厚生労働省社会・援護局へお問い合わせください。

5 支払店を変更するときは、変更の届を厚生労働省社会・援護局に提出してください。

6 受取人が代理人に現金支払の請求をさせようとするときは、受取人が委任状欄に相当の事項を記入し、記名して委任状を差し出して下さい。この場合には、代理人は領収証欄に代理人であることを付記し、記名してください。

7 年金を受けることについて、ご不明な点があるときは、厚生労働省社会・援護局へお問い合わせください。

厚生労働省社会・援護局援助・業務課
(代表電話) 03-5253-1111
内線 3443 又は 3444
〒100-8916
東京都千代田区霞が関1-2-2

備考	1 この通知書の用紙寸法は、A列4番とすること。 2 注意事項は、上記内容のほか、必要な事項を記述することができ。 3 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることとその他の調整を加えることができる。
----	--

歳 出 金		00000000000000000000		00000000000000000000	
戦傷病者戦没者遺族等援護法		戦傷病者戦没者遺族等援護法		戦傷病者戦没者遺族等援護法	
根拠法 記号番号 受給者	戦傷病者戦没者遺族等援護法	戦傷病者戦没者遺族等援護法	戦傷病者戦没者遺族等援護法	戦傷病者戦没者遺族等援護法	戦傷病者戦没者遺族等援護法
発行日	発行日	発行日	発行日	発行日	発行日
支払額(円)	支払額(円)	支払額(円)	支払額(円)	支払額(円)	支払額(円)
調整額(円)	調整額(円)	調整額(円)	調整額(円)	調整額(円)	調整額(円)
備考	備考	備考	備考	備考	備考
支払店	支払店	支払店	支払店	支払店	支払店
領収証	領収証	領収証	領収証	領収証	領収証
上記の金額を受領しました。 住所 受給者氏名	住所 受給者氏名	住所 受給者氏名	住所 受給者氏名	住所 受給者氏名	住所 受給者氏名
委任状	委任状	委任状	委任状	委任状	委任状
本通知書により支払を受けることを下欄の者に委任しました。 住所 受給者氏名	住所 受給者氏名	住所 受給者氏名	住所 受給者氏名	住所 受給者氏名	住所 受給者氏名
代理人	代理人	代理人	代理人	代理人	代理人
氏名	氏名	氏名	氏名	氏名	氏名
住所	住所	住所	住所	住所	住所

1 この通知書の受領後、盗難等のためこの通知書により第三者がその支払を受けたときは、通常の場合、国は貴殿に対しお支払できないこととなりますので、支払を受けるまでは大切に保管してください。

2 この通知書を亡失したときは、直ちに支払店に支払の停止を請求してください。この場合、その支払がまだなされていないときは、支払店を経由して厚生労働省社会・援護局へ届け出てください。

3 受取人は、領収証欄に日付、住所及び氏名を記入して、印鑑証明書、身分証明書等正当な受取人又はその代理人であることを証する書面を持参するようにしてください。

4 「発行日」から1年を過ぎますと支払店では支払を受けられませんので、その場合には、厚生労働省社会・援護局へお問い合わせください。

5 支払店を変更するときは、変更の届を厚生労働省社会・援護局に提出してください。

6 受取人が代理人に現金支払の請求をさせようとするときは、受取人が委任状欄に相当の事項を記入し、記名して委任状を差し出してください。この場合には、代理人は領収証欄に代理人であることを付記し、記名してください。

7 この通知書の発行の日から支払の準備が整うまで、土、日曜日及び祝祭日を除き4、5日程度要することがありますので、あらかじめご了承ください。

8 年金を受けることについて、ご不明な点があるときは、厚生労働省社会・援護局へお問い合わせください。

〇〇〇〇—〇〇〇〇〇〇

〇〇 〇〇 様

厚生労働省社会・援護局援護・業務課

(代表電話) 03-5253-1111

内線 3443 又は 3444

〒100-8916

東京都千代田区霞が関1-2-2

備考	1 この通知書の用紙寸法は、A列4番とすること。 2 注意事項は、上記内容のほか、必要な事項を記述することができ。 3 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の調整を加えることができる。
----	---

援護年金支払通知書

口	数							件				
支	払	金	額									円
支	払	年	月	日	年 月 日							

援護年金の支払金額は、上記のとおりであるので通知します。

年 月 日

厚生労働省社会・援護局援護・業務課長

株式会社日本政策金融公庫 殿
国民生活事業本部 長

援護年金支払通知書

口	数								件					
支	払	金	額											円
支	払	年	月	日					年			月		日

援護年金の支払金額は、上記のとおりであるので通知します。

年 月 日

厚生労働省社会・援護局援護・業務課長

沖縄振興開発金融公庫融資第二部長 殿

受領証の部	上記の金額を受領しました。	支払日付印

戦傷病者戦没者遺族等援護法等による裁定（進達）状況確認書

戦傷病者又は死亡した者の氏名	もとの身分	
障害年金、遺族年金等給付（請求）の種別 該当する事項（数字）を○で囲む	1 戦傷病者戦没者遺族等援護法（以下「援護法」という。）による給付 (1) 障害年金 (2) 障害一時金 (3) 遺族年金 (4) 遺族給与金 (5) 弔慰金 (6) 遺族一時金 2 恩給法等による給付 (1) 増加恩給 (2) 傷病年金 (3) 傷病賜金 (4) 特例傷病恩給 (5) 普通扶助料 (6) 公務扶助料 (7) 増加非公死扶助料 (8) 特例扶助料 (9) 傷病者遺族特別年金 3 その他の公的年金（規則様式第1号の2及び第16号の2関連） ()	
請求・裁定の状況 該当する事項（数字）を○で囲んだうえ 裁定年月日等を記入する	1 可決裁定 { 裁定年月日 年 月 日 記号番号 受給者氏名 2 却下裁定 { 裁定年月日 年 月 日 記号番号 請求者氏名 3 請求したが { 年 月 日 から返戻 返戻された理由 4 請求したが { 年 月 日 から取り下げ 取り下げた理由 5 請求中 { 年 月 日 へ提出済 請求者氏名 6 未請求 { 理由	
他の死亡した者についての遺族年金又は遺族給与金を受けている場合	死亡した者の氏名	証書の記号番号
援護法による遺族年金、遺族給与金、弔慰金等を昭62.3.31以前に請求している場合、当該請求書の進達番号		
都道府県担当者氏名	- 111 -	

裁 定 報 告 書

年 月 日

厚生労働大臣 殿

(裁定機関)

都道府県知事



下記について、送付連名簿のとおり裁定したので報告します。

記

戦没者等の妻に対する特別給付金	件
戦傷病者等の妻に対する特別給付金	件
戦没者の父母等に対する特別給付金	件
戦没者等の遺族に対する特別弔慰金	件
引揚者給付金	件

裁 定 取 消 報 告 書

年 月 日

厚生労働大臣 殿

(裁定機関)

都道府県知事



下記について、送付連名簿のとおり裁定取消したので報告します。

記

戦没者等の妻に対する特別給付金	件
戦傷病者等の妻に対する特別給付金	件
戦没者の父母等に対する特別給付金	件
戦没者等の遺族に対する特別弔慰金	件
引揚者給付金	件

認 定 取 消 通 知 書

第 号

下記のとおり取り消したので通知します。

令和 年 月 日

厚生労働大臣
都道府県知事



取り消す内容 取り消す内容 が表示されて いる通知書	
請 求 者	年 月 日生
引 揚 者 等	
取消理由	

注 1 この処分に不服があるときは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して1年以内に、厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます。

2 この処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、国が処分を行った場合には国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣）、都道府県知事が処分を行った場合には都道府県を被告として（訴訟において都道府県を代表する者は都道府県知事）提起することができます（なお、処分の通知を受けた日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して1年以内に不服申立てをした場合には、処分の取消しの訴えは、その不服申立てに対する裁決又は決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

（A列4番）

却 下 取 消 通 知 書

第 号

下記のとおり取り消したので通知します。

令和 年 月 日

厚生労働大臣
都道府県知事

取り消す内容 取り消す内容 が表示されて いる通知書	
請 求 者	年 月 日生
引 揚 者 等	
取消理由	

注1 この処分に不服があるときは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して1年以内に、厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます。

2 この処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、国が処分を行った場合には国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣）、都道府県知事が処分を行った場合には都道府県を被告として（訴訟において都道府県を代表する者は都道府県知事）提起することができます（なお、処分の通知を受けた日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して1年以内に不服申立てをした場合には、処分の取消しの訴えは、その不服申立てに対する裁決又は決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

(A列4番)

却 下 取 消 通 知 書

第 号

下記のとおり取り消したので通知します。

令和 年 月 日

厚生労働大臣
都道府県知事

取り消す内容 取り消す内容 が表示されて いる通知書	
請 求 者	年 月 日生
死 亡 者	
取消理由	

注1 この処分に不服があるときは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して1年以内に、厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます。

2 この処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、国が処分を行った場合には国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣）、都道府県知事が処分を行った場合には都道府県を被告として（訴訟において都道府県を代表する者は都道府県知事）提起することができます（なお、処分の通知を受けた日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して1年以内に不服申立てをした場合には、処分の取消しの訴えは、その不服申立てに対する裁決又は決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

(A列4番)

裁 定 取 消 通 知 書

第 号

下記のとおり取り消したので通知します。

令和 年 月 日

厚生労働大臣
都道府県知事

取り消す内容 取り消す内容 が表示されて いる通知書	
請求者	年 月 日生
死亡者	
取消理由	

注1 この処分に不服があるときは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます。

2 この処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、国が処分を行った場合には国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣）、都道府県知事が処分を行った場合には都道府県を被告として（訴訟において都道府県を代表する者は都道府県知事）提起することができます（なお、処分の通知を受けた日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

(A列4番)

裁 定 取 消 通 知 書

第 号

下記のとおり取り消したので通知します。

令和 年 月 日

厚生労働大臣
都道府県知事

取り消す内容 取り消す内容 が表示されて いる通知書	
請求者	年 月 日生
戦傷病者等	
取消理由	

注1 この処分に不服があるときは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます。

2 この処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、国が処分を行った場合には国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣）、都道府県知事が処分を行った場合には都道府県を被告として（訴訟において都道府県を代表する者は都道府県知事）提起することができます（なお、処分の通知を受けた日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

(A列4番)

却 下 取 消 通 知 書

第 号

下記のとおり取り消したので通知します。

令和 年 月 日

厚生労働大臣
都道府県知事



取り消す内容	
取り消す内容 が表示されて いる通知書	
請求者	年 月 日生
死亡者	
取消理由	

注 1 この処分に不服があるときは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます。

2 この処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、国が処分を行った場合には国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣）、都道府県知事が処分を行った場合には都道府県を被告として（訴訟において都道府県を代表する者は都道府県知事）提起することができます（なお、処分の通知を受けた日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

却 下 取 消 通 知 書

第 号

下記のとおり取り消したので通知します。

令和 年 月 日

厚生労働大臣
都道府県知事

取り消す内容 取り消す内容 が表示されて いる通知書	
請求者	年 月 日生
戦傷病者等	
取消理由	

注1 この処分に不服があるときは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます。

2 この処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、国が処分を行った場合には国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣）、都道府県知事が処分を行った場合には都道府県を被告として（訴訟において都道府県を代表する者は都道府県知事）提起することができます（なお、処分の通知を受けた日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

(A列4番)

文 書 番 号
令和 年 月 日

厚生労働省社会・援護局援護・業務課長 殿

都道府県 部長

障害年金等請求書の送付について

下記の者に係る標記のことについて、別添のとおり送付します。

なお、御査収の上は、本送付状に添付されている控を受領書として、受領印又は受付印を押印の上、御返送願います。

記

番号	請 求 者 氏 名	請 求 区 分	備 考
		初度、継続、 額改定	
		初度、継続、 額改定	
		初度、継続、 額改定	
		初度、継続、 額改定	
		初度、継続、 額改定	

文 書 番 号
令和 年 月 日

厚生労働省社会・援護局援護・業務課長 殿

都道府県 部長

遺族年金等請求書の送付について

下記の者に係る標記のことについて、別添のとおり送付します。

なお、御査収の上は、本送付状に添付されている控を受領書として、受領印又は受付印を押印の上、御返送願います。

記

番号	請求者氏名	死亡者氏名	給付種別	請求区分	備 考
			遺年、遺給、 弔	初 額 改 定	
			遺年、遺給、 弔	初 額 改 定	
			遺年、遺給、 弔	初 額 改 定	
			遺年、遺給、 弔	初 額 改 定	
			遺年、遺給、 弔	初 額 改 定	

送 付 状

令和 年 月 日

都道府県 課長 殿

都道府県 課長

下記について、別紙のとおり送付します。（別紙内訳連名簿添付）

なお、御査収のうえは、本送付状に添付されている控を受領書として、受領印又は受付印を押印のうえ返送願います。

記

- | | | | |
|---|-------|-------------------|---|
| 1 | 送付帳票名 | 裁定通知書・印鑑票及び氏名等届出書 | |
| 2 | 給付種別 | 戦没者等の妻に対する特別給付金 | 件 |
| | | 戦傷病者等の妻に対する特別給付金 | 件 |
| | | 戦没者の父母等に対する特別給付金 | 件 |
| | | 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金 | 件 |
| | | 引揚者給付金 | 件 |

出力年月日

給付種別：
 国債種別：
 発行日：
 財務局等：
 発行請求：
 裁定通知：

国債記号：
 券面種類：
 通し頁：
 所管県：
 居住地県：
 市区町村：

送付連名簿

請求書番号 フリガナ		フリガナ		郵便番号	進達	取下返戻
本籍県	(戦傷病者) 戦没者等氏名	生年月日 死亡年月日	請求者 氏名	生年月日 続柄	請求者 住所	
	フリガナ		フリガナ	郵便番号		
	被相続人氏名	死亡年月日 続柄	代理人 氏名	生年月日 代理人区分	代理人 住所	
通知書記号	代理受領者	交付取扱店	償還金支払場所	市町村受付 居住県受付 所管県受付		

※ 「代理人区分」が6文字以上のとき、
 「氏名」「代理受領者」「交付取扱店」「償還金支払場所」が21文字以上のときは印字されません。